

工卜35-52

40-543



曆之祭日



神

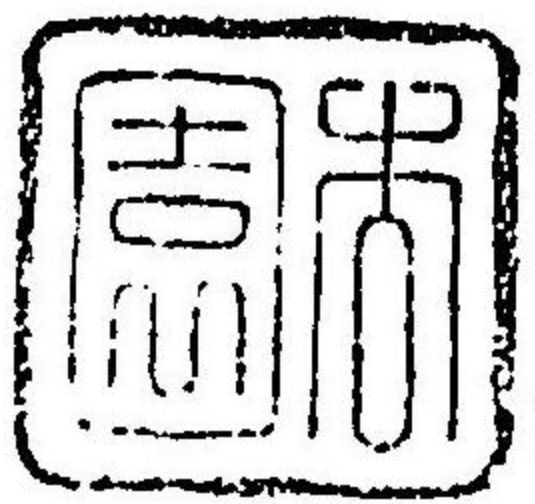


德

神德

淵冲

後位伯爵壬生基修



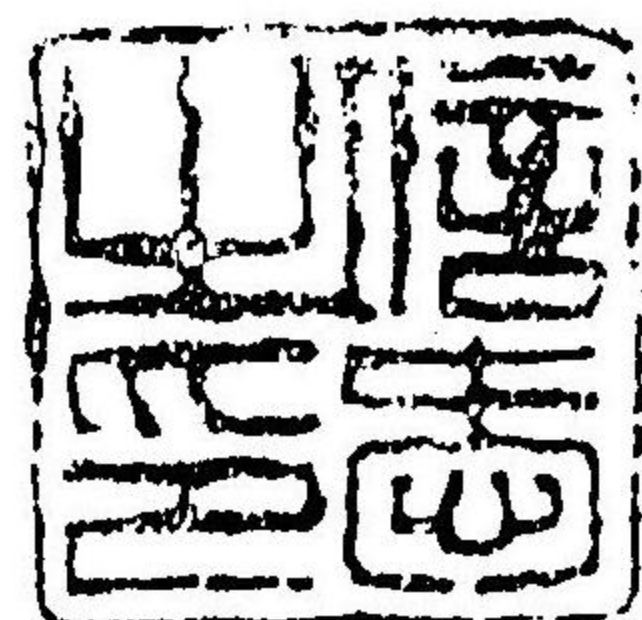
報

年

反

始

後世子爵信愛



鼓

神

如
在

正五位鹿島則文



書れの大所國の意は社壇也 一人等民皆天神地
神の所子孫也と古書に見えたるが如くふれは外國
よりも神國と稱へ奉れり然るに其の土地は立
て給へば神切は報いなること一て殊要は神皇岐
神皇美大御神の事勅令て天降天皇の御代より
次は天津神籙三種玉璽を始め奉り天神
地祇を宮社と高き祀らせ給ひて式内式外の官
社あり今の御代より至りては大中今の官國等
社を定め給ひて御祭ありその御祭をを曆面
に示し給へば其の事あり民は敬奉る如く大義を
あはれ給へば其の事あり給れは其の官社の由給

心はばむべしなりすかれ大比呂が各所小町に
譲りては其の擧ある由をむありおのれ熱田神
宮の宮司承賜られる身よりあれは擧の志
れるを心の念ひよりこびつる奉の如き一言書
付らふあり

明治廿九年冬日

角田忠行

凡 例

一本書は各戸口用とする曆本の上段に掲げたる神宮及び皇宮の御祭典式並びに各官幣社の御祭
傳を記載したるものにして其御神傳の如きは特に各社に請ふて蒐集したる社傳に依り加ふる
に諸史を参考して編纂し漫りに私説を加へざれば自ら粗密あるべく且其文体に於けるも或は
始終一貫を闕くことあるを免れず讀者乞ふ之れを諒せよ

一祭神の御由緒の如きは固より畧傳にして御一代の來歴を叙述するに非ざれば大体御一世の中
有名なる御偉徳を擧ると雖も其他の詳細に至りては既に其の書のあるあり本書には故らに之
れを省けり

一祭神の御名は固より各社の稱する處に據り且尊稱みことの如き古事記と日本書紀に於ける用
字を區別し或はせざるが如きものあれども大体天皇は尊を用ひ以下は命を用ひ後世の人臣に
して大臣以上は公と稱し三位以上は卿とし五位以上は朝臣とす是れ固より現今其れらの法則
あるにあらざれども往時の定例に依りて之れを記せり

一神名社號地名官稱等正確にして古訓に違はざることを勧めたり

一本書は各社毎に社殿及神境域の寫真圖を附すべかりしを原圖にして未だ本社より送致無きも

のあり然るに發行を急務するの都合あるを以て遺憾ながら本版は挿入する能はず止むを得ず
版を繰て之れを添附することゝなしたる

著 者 白

官幣 曆乃祭日

國史比學會長

大北龜太郎 著述

◎四方拜 一月一日

第五十九代宇多天皇始て四方拜を行はせ給ひてより今日に至るまで絶ず御式の次第は毎年一月
一日午前四時皇掖内の神嘉殿に玉座を設け同五時 陛下出御坐し伊勢兩 皇太神宮を初め
奉り天津神國津神武孝明の兩天皇の皇陵武藏國氷川神社山城國加茂上下神社男山八幡宮尾
張國熱田皇太神宮常陸國鹿嶋神宮下總國香取神宮を御拜あらせり天下泰平萬民安寧を祈らせ
給ふ縁に畏き我 天皇陛下が我々蒼生の爲め御祝祭をなし給ふ此御恩徳のはど仰げば昊天より
も高く俯せは蒼海も仍は淺しと謂ふべし

◎元始祭 一月三日

此の祭典は 天皇陛下御親ら賢所皇靈殿を御拜禮遊ばさるゝ御事にして次に皇太子陛下及
皇太后皇后兩陛下にも御拜あらせらるゝ罪て群臣にも制限によりて參拜を許さるゝなり賢所は
天照大御神なり此所に 天照大御神を齋ひ奉れるは天孫降臨の時 大御神御手に寶鏡をとり

のあり然るに發行を遂施するの都合あるを以て遺憾ながら本版は挿入する能はず止むべし
版を換て之れを添附することゝなした

著者白

官幣 曆乃祭日

國史比學會長 大北龜太郎 著述

◎四方拜 一月一日

第五十九代宇多天皇始て四方拜を行はせ給ひてより今日に至るまで絶ず御式の次第は毎年一月一日午前四時皇城内の神嘉殿に玉座を設け同五時陛下出御坐し伊勢兩皇太神宮を初め奉り天津神國津御神武孝明の兩天皇の皇陵武藏國水川神社山城國加茂上下神社男入幡宮尾張國熱田皇太神宮常陸國鹿嶋神宮下總國香取神宮を御拜あらせり天下泰平高民安寧を祈らせ給ふ故に畏き我天皇陛下が我皇蒼生の爲め御祝祭をなし給ふ此御恩徳のはと仰げば昊天よりも高く俯せは蒼海も仍ほ淺しと謂ふべし

◎元始祭 一月三日

此の祭典は 天皇陛下御親ら寶所皇靈殿を御拜禮遊ばさるゝ御事にして次に皇太子殿下及皇太后皇后兩陛下にも御拜あらせらと畢て群臣にも制限によりて參拜を許さるゝなり寶所は天照大御神なり此所に 天照大御神を齋ひ奉れるは天孫降臨の時 大御神御手に寶鏡をとら

として此鏡を祝ると猶われをみるが如くし與に床を同じくし殿を共にして齋鏡となすべしと詔しを崇神天皇の御世に至りて神教によりて鏡鏡を模造し之を内殿に奉祀し御正統をば豐饒入姫命につけて大和の笠織邑にうつし祀らしめ給ふ爾來二千五百余年の今日に至るまで一日も忘るく仕へ奉らせ給ふこそめでたけれ

◎阿部野祭 一月廿四日 官司正七位 圖 入幕

別格官幣社阿部野神社 攝津國住吉郡住吉村

祭神

北畠顯家公

北畠親房公

北畠顯家公は村上天皇第七の皇子中務卿其平親王十二世の孫准后親房公の長子なり元弘元年十四歳にして參議左近衛中將となる同三年彈正大弼を兼ねる是より先き兵權の武臣に歸せしより降つて北條高時に至り悖逆愈甚と後醍醐天皇常に征討の思召あり高時遂に廢立を行ひ天皇を隱岐に遷し奉る是に於て諸國勤王の兵起り高時を誅し鎌倉を平らげ天下新に定る然るに天皇又足利尊氏が功を負ひ兵權を執んとする志あるを察し給ひ同十月公を陸奥守に任じ陸奥出

羽(今の陸羽)を鎮めしめ給ふ輒ち義良親土を奉じて行く兩國鎮定す建武元功を以て從二位に叙せらる同二年十月尊氏謀叛す十一月公を以て鎮守府將軍を兼しめ詔して新田義貞公と俱に尊氏を討しむ同三年正月公兵を率て鎌倉に至れば則ち尊氏業已に西せり公程を併せ尾撃して京師に至り新田楠公等と大に賊軍を破る尊氏終に西國に奔り官軍捷を奏す公右衛門督檢非違使別當を兼ね復義良親土を奉じて陸奥に下る同年五月尊氏新に九國の兵を擧げて東犯し京師を陥る十二月天皇吉野に幸し給ふ延元二年八月公義良親土を奉じて西上し賊兵と利根川に戦て之を破り進みて鎌倉を攻め之に克つ同三年正月公鎌倉を發し賊兵を所々に破り尋で奈良及天王寺に戦ひ河内に駐る賊軍官軍の援路を絶ち來り攻む公因て軍議を定め先づ京師を復して後吉野の行宮に赴かんとし同三年五月廿二日阿部野に軍し利あらずして薨去せらる歳廿一詔して從一位右大臣を贈らせ給ふ

親房公は大納言師重公の子にして姓を中院と云ひ北畠と改む後に准后宣旨を給ひ薨變入道して覺元と號す蓋公能く神道を識り皇統を崇び神皇正統記、職原抄、東家秘傳、元元集、等の書著して學識一時に冠絶たり延元三年閏七月次子顯信卿鎮守府將軍兼陸奥守と爲り上野介結城宗顯朝臣と義良親土を奉じ東北軍事を節度す公之を輔く九月伊勢の海上を渡して颶風に遇ひ漂ひ當

陸に至り國中を撫定す興國四年小田城關城陥り公奔りて吉野に至る正平九年四月和州賀名生郷にて薨去せられたり王政復古に際し 天皇陛下二公が精忠を遺賞し給ひ明治十五年一月廿四日阿部野の神號を賜はり別格官幣社に列祀させ玉ふ

●孝明天皇祭 一月三十日

天皇御諱は統仁と稱し奉り仁孝天皇第四の皇子にして天保二年七月降臨あり皇母は昭左大臣實光公の姫君にて新待賢門院と稱し奉る天皇の位に即せられとは弘化三年二月十三日にて天の下知し食ふこと二十有一年なり天皇御性行英武に坐せしが時に海外の艦船來りて和親互市を要請す幕府之が處置を錯りしより攘夷の説を主張するもの翕然として海内に湧起し天皇宸襟を惱させ給ふことおはかたならず此の内外多事殊に外交問題の紛雜熾はにして慶應三年十二月廿五日俄に崩御おらせ給ふ御資葬三十七國民情哀み奉らざる者なかりき却説此日は御崩御おらせ給ひし日なるを以て 天皇陛下は宮中に於て御親祭おらせられ又皇陵へは勅使をして幣帛を奉らせ給ふことぞ

●枚岡祭 二月一日

官幣大社枚岡神社 河内國河内郡枚岡村大字出雲井

宮司從六位 武津 八千穂

祭神

天兒屋根命

比賣御神

配祀

經津主神

武甕槌神

天兒屋根命は中臣藤原兩姓の始祖治國經世の主神に坐しその中臣と白すは厩矛本末不傾中執持が如く神と皇との御中執持仕奉る職なりさて比賣御神は豐璽玉命の御女にして天水玉照比咩命と稱し天兒屋根命比咩御神二柱は神武天皇戊午年天富命勅を奉じて鎮祭し經津主神武甕槌神は稱徳天皇神護景雲二年鹿島香取兩宮より齊祀し奉る所にして社地を枚岡といふ由は山嶺平面の土地なるに因れりとす

●鵜戸祭 二月一日

官幣大社鵜戸神宮 日向國南那珂郡鵜戸村大字宮浦

宮司從六位 高橋 宇太郎

祭神

大日靈貴

鷓鴣草葺不合尊

日子火瓊杵尊

天忍穗耳尊

日子火火出見尊

神日本磐余彥尊

大日靈貴は天照大御神の御事にして餘五柱の中磐余彥尊即ち神武天皇以上は神代の天皇に坐せり抑當宮は天然の不窟にて即ち鷓鴣草葺不合尊御降臨の靈地あるか其御名に負ひ給へる如く御産屋を葺く所あらせず出産坐し御母豐玉比賣命は御分媛ありて故の海原に歸り入りまし、かば胎を以て乳汁に代へ御養育ありしとて今に當宮に參詣する者は必ず門前にて胎を買ひ見童若くは親戚に分ち與ふるを習慣とせりとぞ當宮地は最も舊くして神代の景況を想像し得べし

◎祈年祭班幣

二月四日

神宮祈年祭幣

二月十七日

天の下風雨の災無く奥津御年の豐饒なるべきことを神に祈る祭なり故に祈年といふ蓋し其由

來を尋ぬるに昔大地主神御田を管作給ふ時耕夫等に牛肉を食はしめ給ひしかば御歳神崇り給ひて苗葉忽ちに枯れ損ねたり依て大地主神白馬白猪白雞を獻りて御歳神を和げ祭り給ひしかば苗葉舊の如く茂り榮へて年穀豐かに稔りたりこれに據り天武天皇三年二月始て此祭を行はせ給ひ其の祭期を毎年二月とすることは文武天皇の御宇大寶命を以て定め給ひまた期日を四日とするは神和天皇の貞觀元年より恆例とし給ふ而して桓武天皇延暦十七年祈年奉幣の神社を定め給へりされば諸社へ幣帛を班ち奉り給ふを班幣と云ひ伊勢神宮に捧げ給ふを奉幣といふなり依て此日百官皆神祖官に集りて天神地祇を祭り諸社の祓部等も亦悉く祭庭に参り集りて各其官幣を受けて神社に供へ奉ることありとぞ

◎紀元節

二月十一日

此れは神卷も畏き我 天皇陛下が天位の天壤と共に窮りなく昌へ坐さんことを禱らせ給ふ御式日にて其御祭典の次第は午前第八時御殿の御裝飾を奉仕す次に式部職官員着座次に屏次に神饌を供す次に祝詞次に神饌を撤す次に閉扉次に各退出す御親祭の次第は午前第九時宮内省官員着床次に閉扉次に神饌及御幣物を供す同第十時王臣着床次に出御御玉串を奉り給ひ御拜御告文を奏し給ふ次に賀所御拜畢りて入御次に皇太子殿下御拜次に王臣拜禮次に御幣物及神饌を

撤す次に閉扉次に各退出す同第十一時より皇太后宮皇后宮兩陛下御玉串を奉り給ふ夕の御祭典も朝の次第の如く午後第五時より行はる此御祭典は神代に皇御孫命日向襲之高千穂降に天降せしたるが神日本磐余彦天皇^{神武天皇}第一世に至りて初めて西偏より舟師を帥て東征したまひ兎徒を討平け給ひて大和國の畝火之樹原の大宮敷まとして天下始敷所知食しを以て紀元元年と定め給へる正當の令日としてかく齊まつらせ給ふ

◎四條噺祭 二月十二日 宮司正七位 曾和 慎一郎

別格官幣社四條噺神社 河内國讚良郡甲可村大字南野

祭神

楠 正行卿

配祀

- 楠次郎正時 野田四郎 同人子息二人
- 楠左近將監正家 金岸某 同人會弟
- 同人子息 岡住良圓 同人子息
- 和田新發意賢秀 三輪西阿 同人子息

和田新兵衛 河邊石柳丸

和田紀六左衛門 譽田某

同人子息二人 阿間了願

大塚掃部介惟久 青屋刑部

畠山 與三 職俊

畠山 六郎

卿は顯正三位正成卿の長子あり延元元年五月賊將足利源氏新九に九國を擧げて關を犯さむとするや正成卿の良胤用ひられず勅に従ひ兵庫に出で向はるし時櫻井驛に於て卿に訣別し給ひ授くるに菊御作の寶刀を以てし遺言して郷里に還し給ふ千時年甫て十一なりさ長ずるに及び所々に北軍と挑み細川顯昌を譽田の林に敗り山名時氏を天王寺に奔らしむ正平二年正月賊衆入寇するにより吉野の行宮に詣り天顔を拜して勅を蒙り先帝^{後醍醐天皇}の廟を拜し一族那黨百四十三人の姓名を如意輪堂の壁に記し和歌一首を題して去り進みて賊軍を四條噺に迎へ撃ちて大に高師直と戦ふこと三十四回敵を斬殺すること數を知らず殆ど師直を獲んとす然れども味方大半討死し殘兵僅に五十餘人弟正時と身數削を被り終に互に刺して卒す時に年二十三一族二十三人

熾九百四十三人悉く戦歿せり從弟和田賢秀解勇なり獨り賊軍中に雜はり師直を拒み相拒る熾
數步于時楠家の部下にして橋に敵の降りし湯淺太郎左衛門なる者の爲に命を落せり嗚呼卿の忠
忠至孝は千歳の下のいよ／＼馨し眞に烈なりと謂ふ朝廷明治六年十二月十五日卿に從三位を贈ら
れ又廿二年十二月十六日四條殿神社の神號を賜ひ別格官幣社に列し楠正時和田賢秀以下殉難
歿の將士を配祀すべし旨宣下あらせられたり

◎仁孝天皇祭 二月廿一日

天皇は光格天皇第三の皇子に坐し國母は東京極院藤原嫡子成若提院宮と唱へ贈從一位内大臣藤
原經逸の女なり天皇寛政十二年二月廿一日御降臨御幼名を寛宮と稱せられ文化四年九月一日立
親王の宣下あり御諱を孝仁と命せらる六年皇太子に立ち給ひ十四年三月二十二日御受前あり九
月廿一日御即位弘化三年正月廿六日崩御あらせらる御實算四十七御在位三十年あり天皇性孝謹
學を好み和歌を能し給ふ父帝御懷重らせ給ふに際り女與に懇御し階幸し給ひ其の崩せらるゝに
及び數百年服せられたる隆號を奉られ追尊し給ふ

◎春日祭 三月十三日

官幣大社春日神社 大和國添上郡奈真町大字春日野

宮司從四位男爵 水谷川 忠起

祭神

健甕賣豆智命

伊波比主命

天之子八根命

比賣神

御神傳は香取鹿嶋松岡等の祭の下に述べあり抑も當御祭神は鹿嶋に坐す健甕賣豆知命香取に坐
す伊波比主命松岡に坐す天之子八根命比賣神四柱を乞ひ給ひて齊き祀られたるものにして初め
聖武天皇天平十二年四月五日春日御社を壽久山の御社へ遷し奉られたり是れは大中臣清盛公致
仕して攝津國尾下郡壽久郷に籠居して住家近くへ崇め祭られあるあり稱徳天皇慶應元年十二月
七日大和國城上郡安部山に坐せしを二年正月九日同國添上郡三笠山に御鎮坐させ給へりその
御影向の時武雷大神神を糺とし鹿に親して三笠山の下に光臨し給へりといふその経歴し給
ひし所を後に鹿道といふなり

◎廣田祭 三月十六日

宮司從六位 中田 正朔

官幣大社廣田神社

攝津國武庫郡大社村大字廣田

祭神

豐前國宇佐郡大足姫命

御祭神は天照大御神の荒御魂に坐せり此大神はじめ神功皇后に託りて仲哀天皇に誨給へるは四方に寶國あり是を栲蓐新羅國といふ若よく吾を祭り給はば曾て刃に血ぬらすして其の國自服ひあむ復讐も服あむと然るを天皇疑ひます御心あり於是天皇御對曰し給はく朕周望するに誰有りて誨おし誰神ぞ徒に朕を誘給へると時に神復皇后に託たまはく其汝王如此言て信給はずは汝其國を得じ唯今皇后始胎ませる其子得給ふことあらむと詔給へども天皇猶信じ給はず忽痛身して翌日崩逝し給ひぬ時に皇后今天皇神教に従ひ給はずして早く崩坐せしを悼み給ひ更に吉日を選み齊宮に入り親神主となり乃ち武内宿禰に命せて琴を撫しめ中白鳥賦雜使主を喚て審神者として請て曰先日天皇に教給ひしは誰神ならむ願はくは其の御名を知らましく欲しと白し給ふとさきに乃ち答曰はく神風伊勢國之百傳 倭邊縣之折鈴五十鈴宮所居神として詔給へる御名なりかくて新羅を伐給ふの明年二月皇后の船難波を指給ふ時海中に廻りて進みますこと能はず又務古水門に還り給ふ是に於て天照大御神誨給はく我が荒魂皇后に近くへからず當に御心の廣田國に居すべしと詔り山背根子の女葉山姫を以て祭らしめ給ふことこれ即ち當神

社名

◎宇佐祭

三月十八日

宮司從四位男爵 到津 公盛

官幣大社宇佐神宮

豐前國宇佐郡宇佐大字南宇佐

祭神

豐前別尊

比賣大神

大足姫命

豐前別尊は八幡大神とも稱し奉り即ち此神天皇に坐すことは世に普く知るところあるが抑も當神宮に御鎮坐の來歴を按ずるに欽明天皇御世三十二年二月十日始めて豐前國宇佐郡宇佐村龜山の東大尾山の麓に顯を坐ませしよりこのかた大貞、田苗、鷹居、那瀬、酒井、乙呷、大根川、妻垣、馬城、小田、奈多、をはじめ豐國前後所々に遷行ありて其地を免え給ひしも神意に協はせ給はざりしかば終に聖武天皇御宇神龜二年二月二十七日本地龜山へ復座坐ませしを以て更に社殿を建築し奉祀し給へる是を一之御殿と稱す次に比賣大神は聖武天皇の御時天平元年神託に依りて此處に神殿を造營して祭祀せらる是を二之御殿と稱し又大足姫命は醍醐天皇御世弘

仁十一年神託に基き同く齊祀し奉られぬ是を三之御殿と稱す奉出別尊の神威の新なることは稱揚するも畏く且文武二道の祖神として歴世の朝廷御尊崇あらせらるゝこと他社に異なり

◎春季皇靈祭 三月二十日

◎秋季皇靈祭 九月廿二日

春分秋分の二節は歳の内にて晝夜平分の時なれば孰れはあれども殊に此の二節を以て歷代天皇の皇靈を祭らせ給ふあり其の御式は先づ朝の次第午前九時御殿の裝飾を奉仕し次に式部職官員着月次閉扉次に神饌を供し次に祝詞次に神饌を撤す次に閉扉次に各退出す次に皇靈並に神殿御親祭あり午前九時三十分宮内省官員着床次に閉扉此間奏樂次に神饌及御幣物を供す十時王臣着床次に出御皇靈へ御玉串を奉り賜ひ御拜御告文を奏し給ふ次に神殿へ御玉串を奉り給ひ御拜御告文を奏し給ひ畢りて入御次に皇太子殿下御拜あり此時着床の諸員起つ次に王臣拜禮次に東遊あり次に宮内省官員拜禮次に御幣物及び神饌を撤す次に閉扉此間奏樂次に各退出す同十一時三十分宮内省官員着床閉扉皇太后陛下御拜御玉串を奉り賜ふ次に皇后陛下御拜御玉串を奉給ふ御拜の間着床の諸員起つ正午十二時より二時まで王臣拜禮次に扉次に各退出す午後四時夕の御祭典あり次第總て朝の御式に同し按ふに歴世の天皇常に治國安民を以て鴻業の急と

と給ひ給は斯は天祖より受け給へる大御寶にして此地は天神の浴遊し給へる大御國あれば是を守り是を安むと給はむとて敬慮を尽させらるゝこと怠らせ給はず此の御祭典を行はせらるゝあり

◎大和祭 四月一日

官司従六位 多村 知興

官幣大社大和神社

大和國山邊郡新和村大字新泉

祭神

倭大國魂神

八千戈神

御年神

大國魂神は大國主神ノ物ト神匠作大已貴命葦原醜男八千戈神大國玉神顯國玉神等あまたの御名あり大地主神も此の大神の御事にて大地主神の御身は八坂瓊あり此大神の御魂を上古には天照大御神の大御魂鏡と共に天皇大殿の内に並へ祭り給へり八千戈神の御身は廣乎にて御年神は速須佐之男命大山津見神の女神大市比賣に娶まして生ませる御子にして御身は八握殿裕に坐せり

●松尾祭 四月二日

宮司正四位勳六等 立木 兼善

官幣大社松尾神社 山城國高野郡松尾村大字山田

祭神

大山咋神

中津島姬命(比賣大神)

此の大神は上古より葛野の松尾に坐し、鴨籠に用り坐る大神にして大堰川を開き丹波國を修理給ひ御父神を大年神御母神を天佐迦流美豆比賣命と稱へ奉り御兄弟十二柱と共に國家を守護し人民を保育し給ふ中にも嘗社の大神は特に酒の類を造る業を奉り給ふとぞ

●平野祭 四月二日

宮司從三位子爵 西洞院 信受

官幣大社平野神社 山城國高野郡衣笠村大字小北山

祭神

今木神

久度神

古開神

比咩神

嘗社は桓武天皇延暦十三年大和國に創建せられ後ち山城國衣笠山の東麓に遷され又今の社地に轉せられたりかくて天元四年圓遊院行幸あらせ給ふ寛和元年四月東遊 走馬を奉る之を臨時祭といふ長元元年八月右馬寮の馬十列を奉らる桓武天皇の後王及び姓を賜る者並ひに大江、和の氏人皆身參に預り當日早旦天皇御袂を修し清涼殿第三の間に御御拜を行はせ給ひ奉幣使を被遣せらる是に先ちて神殿前舍に女王及内侍座皇太子御座親王以下參議の坐五位及び勅使、四世五世王、外記史等の坐和大江氏人及び太政官諸司の坐を設る等他社に比例無きこと多し別延宗敬の厚き以て知るべきなり故に明治四年五月官幣大社に列せられ給へり

●神武天皇祭 四月三日

宮司正七位 今 岡 廣

●橿原祭 四月三日 官幣大社橿原神宮 大和國高市郡白檜村大字畝火

祭神

神武天皇

媛蹈躰五十鈴媛皇后

此日は神武天皇勝御の日されば遠つ御祖の此の中國を統一と民をして永く治安に棲息せしめ給ひし御徳業の始めなるを尊み奉りて此祭典を行はせらるゝなり其御式はすべて皇祖祭に同じ御皇大御國の天津日繼は天地のあらむかぎり萬世一系におはし天津高御座はかりにも臣民の癩ひ奉ること能はざるものなり此天皇の御謚を神武と稱へ奉るが如く古來我國の上下最も勇武を尙ぶが故に上古より劍鋒を以て神寶とし給ひ後世國光を四方に輝かし威徳を中外に施し給へり人民たるものその特性たる勇武の名をして荷且にも失はしむべからず

●梅宮祭 四月三日

官司正七位 橋本 順行

官幣中社梅宮神社

山城國高野郡梅津村大字西梅津

祭神

酒觥神

大若子神

小若子神

酒解子神

此御神は嵯峨天皇の太后橘氏の氏神にして當社は初め山城國相樂郡持山園大寺にあり橘諸兄公

の母 蘇我大養橋三千代大夫人之を祀るかくて仁明天皇の御代に此神崇り坐すよし御下に出しかば天皇甚く畏と奉り大社に准へて崇奉らむとせしを橘嘉智子太后聰き給はず唯國家に崇ること畏しとのたまひて近く若野川頭に遷し祭り自ら其地に行啓して拜祭り給ひき是今の梅宮なり其後清和天皇貞觀十四年三月怪異あるを以て奉幣使を遣し醍醐天皇は延喜の制を以て並に名神大社に列せらる蓋梅宮祭は承和年中に始り四月十一月の上酉日を祭日とせしと云

●廣瀬祭 四月四日

官司從六位 西内 成卿

官幣大社廣瀬神社

大和國廣瀬郡河台村大字川合

祭神

若字加能賣大神

當御祭神は屋船豐受姫神或は大忌神とも稱し伊勢外宮豐受皇太神山城伏見神社宇迦之御魂命と御同神に坐すといへり第十代崇神天皇の御宇大御胎所として始めて此地に祀らせ給ひ第三十九代天武天皇十三年七月行幸あらせられしを初めとして御歴代の天皇臨幸あらせられ五穀成熟を祈らせ給ふ抑大神は宅神に在しまた五穀及養蠶の術を蒼生に授け衣食住の幸福を與へ給ひ其御神徳の尊きこと白すも畏きことになむされば明治四年五月官幣大社に列せられ毎年の祭典いと

おとそかあり

●龍田祭 四月四日

宮司從六位 田中 秀善

官幣大社龍田神社 大和國平群郡三郷村大字立野

祭神

天御柱神

國御柱神

御祭神の御一名を志那都彦神志那都姫神と稱し奉り伊邪那岐伊邪那美二柱大神の御子に座し第十代崇神天皇の御世御神託に依て立田の立野の小野に社殿を造營し初て鏡座ありき抑此大神は神代の昔伊邪那岐命此國土を觀給ふに務立てめて晴明あらず人生に害あらむと所思てその邪氣を吹はらひ給ひし御息に因て生り坐したるが故に御名の志那といふは息長の義なりされば大神は風を主宰りたまふを以て御功德は天地間に充滿て家に柱のあるが如くなれば天と國との御柱として御名を稱し奉るとぞかし凡そ生民動植物等この御神徳を蒙らざるもの無きことを知るべし

●護王祭 四月四日

宮司從三位子爵 西洞院 價愛

別格官幣社護王神社 京都市上京區烏丸通出水上櫻橋園町

祭神

和氣清盛公

配祀

和氣廣虫君

藤原百川公

路豐永朝臣

清盛公は聖仁天皇の後裔にして資性忠直におはとまし御斯廣虫君と同一孝隆天皇に仕へ給ひ廣虫君は剃髮して法均尼と改め仁慈の心深く其頃藤原惠美押勝叛逆して殊に伏し黨類三百七十五人連坐して死に處せらるべきを法均尼甚く憐み陳奏してそが命を宥め又該兵乱により父母を失ひ或は棄られける稚兒を家に養ひたる者八十三人の多きに至れど同御世に弓削道鏡てふ妖僧天皇の御遇に御れ権威旺盛怒くも不逞の心を起し天位を窺ひ奉むと圖りしか太宰府の主帥中臣阿曾磨なる者道鏡の旨に媚び道鏡をして九五の位に即かしめば天下泰平ならむと宇佐八幡大神の神託めと誣妄しければ天皇震はせ給ひ清盛公をして宇佐に遷し神教を誦はしめ給ふ公殺するに當り道鏡之を威嚇し我が志を得せしめば汝を奉て宰相とすべし若し我が言に違はば重刑

立ちに至らんと公宇佐は暗を運り奏して曰く我國は開闢の昔より君臣の分定未だ臣を以て君とせむることあらす天津日嗣は宜く皇統を立つべし無道のものに速く退けよと懼なく直言を給へは道鏡大に怒り公をして重き刑に處せしめむとしけれども天皇嚴科に置する忍ばせられず因幡員外介に退けらる公姉君と共にさまく直諫を奉られしかば道鏡ますく怒りて再び奏聞し遂に公の官位を奪ひ姓氏を改め公か脚脈を断ち法均尼の官位を奪ひ還俗せしめ公は大隅國に尼君は備後國に流され給ひぬ公左遷の途次宇佐の神前より拜伏し給へは夢中に白蛇來り脚を踏みて覺り給ふに不思議や破へしも怒り屈伸常の如くに成りそれより簡居に憂き月日を送り給ふに百川公は公の忠節を慕ひ備後國の内なる食封二十戸を割きて配所に贈り公が衣食の料を助け給ふ而して光仁天皇の御代公は姉君と共に歸京を許され官位を復され後公は攝津縣の大夫となり攝河兩國界に支流を廻りて水害を除き或は桓武天皇の朝遷都の地を山城國葛野郡に相し永く今の京都の城地を定め給ふ公が御功績の大きいあることを擧げてつくしがあしかく延暦十八年二月一日を以て薨去し給ひければ正三位を贈られぬ嘉永四年三月十五日正一位を贈り饒王の神号を賜ひ明治七年十二月二十二日別格官幣社に列せられ同十九年十一月三日洛西高雄山より今の神地に御遷座せられ贈正三位和氣廣虫君贈正一位藤原百川公路豐永朝臣を配祀せられ

たり

百川公は前に述へし清盛公に食封を割て救助し給ひしが如き又稱徳天皇崩御に際し群議を排して光仁天皇を迎へ奉りしが如きまた光仁天皇の御氣を定め給ふに方り公は桓武天皇を立てまいらせんことを執し殿前に立て退かざることを累日遂に志を達ししが如き節操の厚き追慕に堪へたる

路豐永朝臣は清盛公宇佐神宮へ奉幣の時遂に遇ひ忠直の言を以て公を以て感佩勃發せしめし正義の人士なりとぞ

◎大原野祭

四月八日

宮司正七位 草島 有尙

官幣中社大原野神社

山城國乙羽郡大原野村

祭神

經津主神

武甕槌神

天津兒屋根神

比賣神

當社祭神は春日神社と同一經津主神武甕槌神は天照大神神の神勅を奉し武勇を以て邪神を掃蕩し國土を平定し天孫の御降臨をして安全をらしめ永く皇城を守護し給ひ天津兒孫根命比賣神は天祖天孫の皇側に奉仕して以て萬機を輔佐せられざる大功勞ありし神たちあり

本社創營の起因は桓武天皇延暦年間大和國平城宮より今の京都に遷させられたるを以て御歴代御崇敬最も厚き大和國三笠山の麓に鎮坐し給ふ春日神社に遠さかり給へり是に依りて淳和天皇の天長二年に閑院左大臣の奏請に依り仁明天皇嘉祥三年二月八日を卜し山城國乙訓郡小鹽山の麓に春日の祭神を御鎮座せられし山の名を新三笠山と唱へ地名に據りて大原野神社と稱し奉られ伊勢の齋宮賀茂の齋院と等しく齋姫神兒を置かせられ御歴代行幸行啓歷之あり世に大原野の行幸とて古書にあまた見ゆるものことなりかゝる事と神社おれば慶應元年十一月十五日兩賢茂男山等の大社に亞て當社の官祭を復興せられ明治中興の儀官幣中社に列せさせ給へり

◎稻荷祭 四月九日

宮司從六位 近藤 芳介

官幣大社稻荷神社 山城國紀伊郡深草村大字鹽稻

祭神

宇迦之御魂大神 中央下社

佐田彦大神 北坐中社

或云須佐男大神又云瓊杵尊又保食神

大宮能賣大神 南座上社

或云大市姫大神又云伊弉册大神又稚産靈命

宇迦之御魂大神は百穀を播種し給ふ御神にて一名を豊宇氣姫命と稱へ大和國廣瀨神社と御同神にまじり又伊勢外宮と御同體に坐せりと謂ふ又佐田彦大神は猿田彦とも書せり大宮女大神は伊弉册尊の化神同象女命にして水神なりと謂ふ御當社は元明天皇和銅四年二月初めの午の日當山なる三箇の平處に鎮齋し奉り文德天皇仁壽二年七月始て奉幣祈雨の祭祀あり醍醐天皇延喜八年八月藤原時平公執奏し始めて三箇の社を三箇峰に遷營せられしが今の地へ遷座ありしは其年月分明ならず或は云ふ藤原仁の兵亂後にありと而して後三條天皇は延久四年三月廿六日を以て行幸あらせ給ひ歴世朝家の御崇敬淺からず明治四年十月官幣大社の列に加へ賜へり

◎大神祭 四月九日

宮司從六位 東 吉貞

官幣大社太神神社 大和國式上郡三輪村三踏山

祭神

倭大物主櫛庭玉命

此大神は大國主神の和魂即ち幸魂 奇魂に坐し天皇の近き守護神として神代より鎮坐し最も靈
き御社あり抑大國主神は天照大御神高皇產靈尊の詔を奉して顯露事を皇孫尊に譲りて幽冥事
を知食めさむとて己れ命の和魂を八咫鏡に取託し倭大物主櫛庭玉命と名を稱へて皇孫尊の近き
守神と貢り置き給へり故その和魂ある大物主大神は御本體を助けて國造りの功を作し給ひ昇
天して天神に報奏し給ひしとき高皇產靈尊の勅によりて八百萬の國神の主宰として天孫を守護
し奉り給へり

管肚御祭神は一座なれを或る古書に據るときは大己貴命少彦名命大物主神なる由云ひ又上古神
殿のありしが如きも中世よりは社殿なく三諸山を以て御神體と仰ぎ奉ることにある

◎香取祭 四月十四日

官幣大社香取神宮 下總國香取郡香取

祭神

經津主神

神代のむかし天祖天照大御神太子正哉勝勝速日天忍穗耳尊を豐原の千五百秋の瑞穗國の君王

として天降し其國に荒振神ありて穢かならざりしかば太子は更は遷り上らして其國
を委し給ひしかば大御神は八百萬神に神職り給ひて天穗日命及天稚彦とを遣はせしも復命せざ
りしかば再び諸神の合議により經津主神と武甕槌神とを蘆原中津國に降らしめしに先づ出雲國
に到り兼長大己貴命及び御子事代主神を諭し歸順せしめ諸國を進行して悉く驅除平定し偉功を
奏し給ひしを以て太子に代りて皇孫天津彦々火瓊杵尊を筑紫の日向の裏の高千穂の奇觸之峰
に天降して蘆原の中津國に君臨せしめ我が皇統連綿萬世一系の基を立て給へり是れ必竟天祖
の神勅に出るところありと雖も又經津主武甕槌二神の武勳威徳を以て帝業を輔翼し給へるの御
功績大なりと謂ふべし二大神は皇室に對しかる御縁故坐すを以て毎年一月一日長くも歴世の
天皇は四方拜のまぎり東方に向はせられ香取鹿嶋の兩神宮を御親拜せらるゝを恒例とした
まへりまゝ王政復古の後は陸軍始の川伊勢兩神宮及出雲大社なる大國主神宮神宮の經津主神鹿
島神宮の武甕槌神を奉祭し給ふものは國初の元勳國家鎮護の偉績を重むと且赫々たる威靈の冥
助を仰ぎ給ふ所以ならむかし

◎日吉祭 四月十四日

官幣大社日吉神社 近江國滋賀郡坂本村

宮司從六位 伊藤 紀

祭神

大山咋神

祭神の又の御名を山末之大主神また鳴鏑大神とも稱し神代より此地を領し給ふ故に地主神と白す崇神天皇七年詔ありて竝天槌今牛尾山に鎮座すの和魂を山本に遷し齋ひ祀られ之を小比叡の宮と稱す而して其竝天槌は大山咋神の荒魂にして上代日吉神と稱せり

◎金鑽祭 四月十五日

官司正七位 堀越彌三郎

官幣中社金鑽神社

武藏國児玉郡青柳村大字二ノ宮

祭神

天照大御神

素盞鳴尊

配祀

日本武尊

素盞鳴尊は尊きこと天照大御神に次ぎ給ひ疫病を鎮り造船材ある樹木若くは百果を播生し或は出雲國に於て八俣の大蛇を斬りて民の害を除き大國主神に對せられては國土を整理する任を蒙

ばしめ賜ふ等治民の爲りに御功績の大なるのみならず初めて咏歌の道を起して皇國の秀美を顯はし給へり又日本武尊は皇族の尊きを以て勅命を奉じ西熊襲を誅し東蝦夷の反徒を伏し永く國害を除き給へり

本社は景行天皇四十一年皇子日本武尊東征の時伊勢神宮にて齋王倭姫命より領受ありて佩させられと草薙劍に剛へられと火打金を御靈代として御室嶽に齋き瘡め天照大御神素盞鳴尊を奉祀するところあり欽明天皇二年尊の大勅を追感めらせられ合祀し給へりといふかくて明治十八年四月廿二日官幣中社に昇列せられあり

◎建部祭 四月十五日

官司正七位 大神 正盈

官幣中社建部神社

近江國栗太郡瀬田村大字神領

祭神

建部大神

祭神は日本武尊にして御幼名を日本重男又小碓尊と稱し十六の御時に西の方熊襲を征伐し給ひ賊魁川上泉帥を刺し給ふに際り泉帥其御威力に恐怖して日本武皇子の尊稱を獻り是より日本武尊と名のらせ給ふ其後東の方蝦夷を平定し給はむとて途次伊勢大神宮に參拜し皇孫倭姫命よ

り授り給ひと天鏡 御劔を佩び駿河國に到り坐しに兇賊等尊を亡び奉らんとて草野に火を放ちければ佩せ給へる寶劔もて薙ぎ攘ひ燧より火を噴出し却りて燒退け賊等を討滅し給ひしにより御劔を草薙と號け給ふ夫より東の國を巡り叛徒を平定し歸路近江國膳吹山の惡神の毒氣に中り終に伊勢國能登野にて薨じ給へり後三年を経て景行天皇四十六年四月御子建部稻依別王神勅によりて近江國神崎郡建部郷千草嶽に鎮座し奉り其後大神建部公安磨に御諭ありて同國瀬田郷大野山の嶺に大宮所を撰びて遷座し奉る千時天皇白鳳四年四月のことありかくて孝謙天皇天平勝寶七年三月建部公伊賀磨勅を奉し再び神殿を大野山の麓に遷し奉るこれ今の社地あり明治十八年四月二十二日官幣中社に列し奉られけり

●生田祭 四月十五日

宮司從七位 林 原 吾

官幣中社生田神社 攝津國八部郡神戸市下山手通字生田祭

祭 神

稚日女尊

此神は神功皇后征韓の時皇后に神託ありし四所の大神の一柱に坐し則ち御凱旋の歸路直ちに難波に廻かひとし給ひしに難波海上に旋回して進むこと能はず因て新古水門に廻りましてトなひ

給ふ時に稚日女尊は神誨ありて宜給はく我生田長峽國に居らまく欲りすと皇后この御誨によらして活田に祭祀し給ふこれ今の生田神社にして歴朝厚く御崇敬あらせられ明治十八年四月二十三日官幣小社に列祀せさせ給ひ又同二十九年十一月二十日官幣中社に昇格あらせられり

●東照祭 四月十七日

宮司從七位 宮橋 健雄

別格官幣社久能山東照宮 駿河國有渡郡久能村大字根古屋

祭 神

徳川家康公

相 殿

豊臣秀吉公

織田信長公

公は清和源氏贈鎮守府將軍新田大炊者重重助卿の四男徳川四郎義季朝臣の裔にて厩正一位大相國廣忠公の嫡男に坐し幼名を竹千代と稱し天文十一年壬寅十二月廿六日誕生御生母は水野右衛門大夫忠政の女於大の方後に傳通院と号し竹千代君六才にして今川義元に入質として駿河に送られ給ふ途中織田信秀に奪はれ尾張國熱田に拘せられしが義元幸河を回復し入質換への約成り

竹千代君三河國岡崎に御歸城あり弘治二年正月十五日十五歳にて元服號元加冠し二郡三郡元價と稱す永祿三年五月十九日義元の爲に大高城を守る義元桶峽に於て戰死す乃ち廿日の夜大高を出て參河に歸り初て岡崎城に入る〔此時十九歳あり〕同四年冬織田信長公が再三の請ひに依り和議成り同六年秋家康と改名同九年十二月廿九日從五位下に叙し參河守に任じ天正十四年五月十四日豐臣氏と結婚十月四日上洛豐臣秀吉公に謁し給ふ是より先き諸所に陣出陣進し從二位權大納言に任じ同十八年三月廿九日秀吉公小田原征伐の先鋒として出陣八月朔日關東へ入國武洲江戸城に移らる文祿五年五月八日正二位に叙し内大臣に昇進後將軍宣下の内勅ありと雖も固辭せられ慶長七年正月六日從一位に叙し同八年十二月十二日征夷大將軍に拜し右大臣を兼ね同十一年七月將軍職を世子秀忠公に譲り退隱し給ふ御年六十四同十九年十月十一日大坂冬陣御出發十二月十八日和隆元和元年四月四日大坂夏陣御進發五月七日落城同二年正月二十二日駿河國田中城邊に鷹狩あり俄に不例三月十七日大政大臣宣下ありと雖も御辭退廿七日再び給命により拜任四月十七日駿府城に於て薨去壽七十五遺言に依り十九日亥刻駿河國有渡郡久能城本丸城へ神葬し城廓を廢し神廟造營同三年二月廿一日勅して東照大權現の神號を賜ひ三月九日正一位と贈られ十五日遺言に依りて下野國日光山に改葬正保二年十一月三日宮守宣下爾來東照宮と稱し

奉り明治二十一年五月五日別格官幣社に列せられ給ふ

相殿に坐す豐臣秀吉公〔豐國神社〕織田信長公〔建勳神社〕は徳川家康公生前撥亂反正治國安民等功績ありしより終に遺言して相殿に祀らしめたるなりとぞ

◎吉田祭 四月十八日 宮司正七位 烏居 充信

官幣中社吉田神社 京都市上京區大宇吉田町

祭神

健甕豆智命

伊波比主命

天之子八根命

比賣神

當社の祭神は清和天皇貞觀元年四月中納言藤原山蔭卿始て吉田山の西に社を建て春日四柱の神を遷して其一族と共に祀りしが應仁二年神樂岡四原日降山の北に遷し後齋場所に合祀し天久三年に至ると今の社地に鎮坐せし山蔭卿に祀りけらく若し我宗族にして皇后に立つことあらば必ず此社をして官祭に預らしめんと誓ひしが果して其後藤原氏世々皇室の外戚として家世の

勢力盛大を極めたり一條天皇永延元年四月に至り初て吉田祭の典儀殿かに行はるゝことゝなれり
り明治四年六月勅して官幣中社に列せられぬ

◎伊弉諾祭 四月二十二日

宮司從六位 乃美 宣

官幣大社伊弉諾神社 淡路國津名郡多賀村

祭神

伊弉諾神

伊弉諾神は國土を産み生殖の事を致へ給ひし大神に坐して吾儕生民がかく接應をするに於て無上の御恩賜あることを申すもなかくに畏し御正傳は古典に詳なれば就て見るべしとて本社は遠く神代の御鎮座にして幽宮と稱へ白せり御祭典の如きも時々嚴重に行はせ給ふが中ら陰歷正月十五日朔占祭は其年の豊凶を万民に知らしめ給はんとすの神慮よと出でいと多き御神事ありかし

◎多賀祭 四月二十二日

宮司正七位 芳賀 貞興

官幣中社多賀神社 近江國犬上郡多賀村

祭神

伊弉那岐尊

伊弉那美尊

此の大神の御事は伊弉諾祭に述べたるが如く神代の昔に淡路國に幽宮を構へ給ひ天上に登りて日之少宮に留と給ふとぞ

◎靈山祭 四月廿二日

宮司從七位 保科 近惠

別格官幣社靈山神社 岩代國伊達郡靈山村大字大石

祭神

北畠親房公

北畠顯家公

北畠顯信卿

北畠守親卿

親房公及び顯家公のことは阿部野祭の下に奉たれば爰には之れを略し顯信卿は親房公の次子にて長兄顯家公薨去せらるゝに際し其の後を襲ひ東北の軍事を統べ屢々大功あり守親卿は其御子なり大納言陸奥の國司として東陸を平定せらる孰も忠誠無二の俊傑なり抑も本社は當國有志者

の創立にして明治十二年十二月九日勸請同十八年四月二十二日別格官幣社に列せられ給ふ
◎小御門祭 四月廿九日 宮司従七位 澤田總右衛門

別格官幣社小御門神社 下總國香取郡小御門村大字名古屋

祭神

藤原師賢公

公は花院内大臣師信公の御子にして後醍醐天皇に仕へ奉り官大納言に至り彈正尹を兼ね給ふ
天皇北條高時の山根を悪ませ給ひ密に誅伐のことを諸公卿に謀らせ給ふものから公は殊に之を
契賛しまいらせけるが此事早くも鎌倉に漏れ聞はばや東使上洛すべき由沙汰しければ元弘元年
八月廿四日の夜天皇は公と赤里小路藤原卿其弟季房朝臣等を御供にて女房の車に召させられ宮
城より南都のかたへ御潜幸あり此時かねて鎌倉親王に密詔のことありて瀛海の衆徒等が心を攪
らんがため公をして夜龍の御衣を襲はしめ瑤輿に駕し行幸の体に擬し諸公皆衣冠を正し供奉の
行粧をなす叡山の西塔に登り釋迦堂を假居居の如くと諸方の軍勢を拵かせらるかくと披露した
りしかば山門の衆徒はしく輒臨幸ありしことと思ひ馳せ聚るもの雲霞の如く東使退しと待け
るは遂に兩六波羅の北條此由を聞きて忽ち大軍をよし向け東坂本にて合戦あるのみならず鎌倉

よども數十萬の賊兵攻めよすべしと聞ひしかば皇居を本院に遷し奉らんとする折から思ふに遷
へる状となりければ八月廿八日の夜公は忍び出でて天皇の御居所笠置へ参り給ひしが九月廿七
日風雨烈しき夜賊ども押寄せ坊舎に火をかけてければ天皇には藤原卿と源具行朝臣等を従へ火
船の中を落ちさせ給ふに公も亦此所を避れて羽に京都北山なる長尾の山莊に忍びましけるが遂
に囚れて元弘二年下總國へ流され給ふこと一限り全國千葉介貞胤に預らる其年十月廿九日御歳
三十二にて薨じ給ひぬ元弘三年天皇花浴に遷幸ありて大政大臣を贈り文貞公と諡を賜ひまた
公の御居館跡を舊肥に小御門敷敷とあるにより明治中興の時其地に社殿を造り小御門の神號を賜
ひ別格官幣社に列せられたり

◎結城祭 五月一日 宮司従七位 大野 義幹

別格官幣社結城神社 伊勢國安濃郡津市大字藤方

祭神

結城宗茂朝臣

配祀

結城親光朝臣

結城宗廣朝臣は左衛門尉祐廣朝臣の子にして世々下總國結城に食すと雖も朝臣の家は別に陸奥の白河に在瀧を以つて白河の結城とも稱す元弘三年勅を奉じ新田義貞公に従て北條高時を誅し全年十月北畠顯家公を輔け義貞親王を擁し奉り奥羽を略定し其後所々の戦に功績あり然るに新田楠を初め勤王の名將おひくりに討死し給ひ南軍振はず頼朝安からず廷臣色を失へるに朝臣獨り意氣奮然とし更に皇子を戴き奥羽に義兵を募り賊軍を掃蕩せんと請ふ朝議壯として之に決し乃ち朝臣を北畠顯信卿に副へ義貞親王を奉じて東陸を鎮定せしめ給ふ依て伊勢に會し海に浮び東下せんとし全國大濤を渡し遠江洋を過るに方り颶風起り親王及顯信卿と相失し朝臣の船溺ふこと七日七夜還た全國安濃津に到り風を俟ち給ふこと十餘日不幸にして疾に罹り速に賊を誅し其首を墓前に懸せよと遺言して逝き給へり嗚呼惜夫朝廷明治十五年一月二十四日別格官幣社に列し又十六年八月六日正四位を贈らせ賜ふ親光朝臣は宗廣朝臣の次男なり饒勇にして善く戦ひ將略あり〔世結城親光朝臣、楠正成卿〕延元元年伴りて賊に降り尋氏を刺んとして克はず大友貞載を斬り之に死し給ふ明治十七年四月廿五日朝臣及び殉難將士を配祀せさせ給へり

●大國魂祭

五月五日

宮司正七位 猿渡 盛愛

官幣小社大國魂神社

武蔵國北多摩郡府中村

祭神

武蔵八國魂入 神

相殿

小野大神

金佐奈大神

小河大神

杉山大神

氷川大神

秩父大神

御祭神大國魂神は御靈大神とも稱し奉り景行天皇四十一年五月五日御神體を現下給ひ今の地に齋ひ鎮むべきことを御告ありしを以て郷人等神殿を造營し武蔵國造兄多毛比命親ら大神を齋ひ祀られしより國造代々神主として祭務を掌り祭儀造營等國典無し王政復古の際勅祭神社に准せられ後ち官幣小社に列せらる東西の相殿に齋祀れる六所大神は鎮坐の年月未だ詳ならねど是れ當社を六所宮とも稱し來れる起原なりと謂へり

●菊池祭

五月五日

宮司從五位 菊池 忠

別格官幣社菊池神社 肥後國菊池郡隈府町

祭神

菊池武時朝臣

配祀

菊池武重朝臣

菊池武士朝臣

菊池武光朝臣

菊池武政朝臣

菊池武朝朝臣

赤星有隆朝臣

林原 武村

菊池 綱隆

菊池 隆舜

菊池 武吉

保川 武義

菊池 武安

片保田武明

赤星 武貫

葉室 高善

葉室 善安

加屋 某

見參 岡某

莊 某

宇津宮 某

- 國分 某 松田 某
- 岩野 某 鹿子木 某
- 下田 某

菊池武時朝臣は本藤原姓其先政則なる人元寇を防て功あり子則隆に至り肥後の菊池郡を賜ひ世々襲へり元弘の役朝臣義兵を筑紫に擧げ採那北條英時を博多に攻め鎌門外に戦ひて大に之れに克ち前みて内城に逼る英時自殺せんとす于時に少貳貞經大友貞宗五千騎を率ゐて來り救ふ朝臣乃ち長子武重を歸し自ら次子四人と奮闘して之れに卒し給ふ

武重朝臣は武時朝臣の長子なり元弘の役父と共に勤王し北條氏亡ぶるに及びて功を以て肥後守に任せられ建武二年足利尊氏謀叛するや朝臣に詔して新出義貞公に従ひ尊氏を討しむ朝臣屢賊軍と戦ひ功績あり其弟武光武政朝臣等皆一族を擧げて征西將軍の宮を擁し率り足利氏を討ち南北兩軍合併の後ちも久しく兵威九州に震ふ蓋菊池氏宗代王室に勤勞し其の誠忠臣分の模範たるを以て祭祀を執行すべきことを明治二年七月朝廷より仰出され其城墟宇城山に於て祠宇を造營あらせられ明治三年四月二十八日勸業坐兩十一年十一月別格官幣社に列せさせ給ふ

●金崎祭

五月六日

宮司從六位 今井 延彦

官幣中社金崎宮 越前國教賀郡教賀町大字金崎

祭神

尊良親王

恒良親王

尊良親王は後醍醐天皇第一の皇子に在し元弘元年父帝の行幸に従ひ笠置に赴かせ給ひ尋で楠正成卿の赤坂城に御入りあり幾はともなく笠置城陥り天皇幽せられ給ふに及び宮は京師に急がせ給ふ途上に執はれ給ひて佐々木時信の家に拘せられ給へり延元元年足利尊氏京に逼りて天皇延暦寺に行幸あるに從ひ同年冬皇太子恒良親王を輔けて越前の金崎城を守らせ給ひけるが賊攻め奉ること甚だ急にして糧乏へ盡たれば城中の困乏響ふるにもなし翌春城遂に陥り新田義顯朝臣先づ屏腹し宮も御版をめされて薨じ給へり

恒良親王は尊良親王の御弟に坐し元弘の役父帝の幽せられ給へる時御成儀に八歳にして藤原明の宅に預られさせ給ひ建武元年正月立て皇太子とならせ給ふ延元元年勅を奉じ金崎城を守らせられ明年城陥らんとして遁れ給ふ途上賊にとらはれ給ひぬ後京師に送りまらんと御弟成良親王と共に一室に幽せられ給ふ同三年新田義貞公義助卿柳山を出で賊の數城を振くに至り賊ども

大いに怒りて両親王を害し奉らむと毒藥を進めしを成良親王はとらせ給ひ庭上に棄給ひけりとも親王はおもはずらく尊氏直教等の慘虐なることも命長らふべきにあらざるとその毒を飲みて薨じ給ふ御歳十五とぞ承はる茲に明治廿三年九月を以て恐くも尊良親王に金崎宮と宣下あらせ給ひ官幣中社に列せられ又恒良親王も廿五年十一月本宮に合せ奉るべきよしの宣下ありたり

靖國祭 五月 六日 十一月 六日

宮司正七位勳六等 加茂 水穂

別格官幣社靖國神社 東京麹町區富士見町

祭神

忠勇國難殉死神靈 八十萬坐

本社は明治中興の前後勳王の爲め一身を費とし若くは威難に際して忠勇を盡し命を隕したる八十萬の神靈を追祀用祭せらる所にして國民たるもの其忠烈を稱へ義勇を慕ひ其恩願を忘るべからずされば登殿の下に住する者は更にもいはず地方人にして上京しゑる時は必ず賽詣せざるべからず況んや其子孫遺族にして此社頭に参拜するに於ては追慕の情果していかばかりならん

名和祭 五月七日

宮司正五位男爵 名和 長恭

別格官幣社名和神社

伯耆國汗入郡名和村

祭神

名和長卿

御一族以下戦歿將士四十二靈

名和長年卿の先は村上天皇第七の皇子一品式部卿具平親王より出づ親王の長子師房公より十三代行高朝臣は即ち卿の父あり元弘二年三月後醍醐天皇北條高時之暴逆によりて隱岐國へ御遷幸の途次伯耆國名和港へ御輿を駐め名和父太郎長高卿を召さる卿拜伏してかく萬乗の君に頼まれ奉ること弓箭の面目牛前の思ひ出なり勅答し奉り天皇を奉じて船上山に據り衆を築めて護衛まいらせり隱岐判官佐々木清高これを聞て兵三千を率ひ來り犯す卿擊て大ひに之れを破る是に於て勅王の師風を望みて至り子師大に振ひ山陽山陰の兵行在に集る此時卿を左衛門尉に任せられ又長く高きものは危し名を更めよとありて長年と賜ひ伯耆守に任せられ本國を領す或夜卿を玉座近く召させられ大功を數度辱し今度凶難を避れしこと海上の故を以てあり今又御座所は船上山にして朕は船汝は水三心相腹の剛れあり依て今より家の紋章を改めよと勅ありて供奉せし千種忠顯朝臣に教へて帆船を畫かしめ賜ひ並びに宸筆の御文と御製とを賜ふの禮歌に

「忘れめやよるべも波の荒磯を御船の上止めてこころは」と遊ばされたりかくて同三年五月廿三日車駕船上山を發し卿御劍を執て候し六月六日二條内裏へ還幸坐す八月三日諸軍恩賞を行はれ都芳門の左右に決斷所を設け訴訟と聽斷せしめられ卿と楠正成卿をして議定せしり建武元年正月因幡國を加賜せられ從四位下に叙し長子彦太郎義高朝臣を正五位上左京大進檢非違使に任じ給ふ延元元年六月足利尊氏入りて東寺に據り行在を犯す新田義貞公其他の諸將叡山の東坂を守り義貞公進みて東寺を攻むと雖も利あらず同月五日新田公兄弟はしり卿以下の官軍入京し白鳥の邊を過ぐる時京童是を見て天下に三木一草と呼ばれし無雙の人かも既に討死して鐵かに一樹いまだ羽を拵てすと「蓋し世補伯耆結城を三木と」卿之れを聞き愧ること酷しく奮ふて賊を討つと雖も味方取潰するに及び終に大宮街に敷りし痛手を負ひ腹掻切て失せ給ふかくて

明治十一年一月十日別格官幣社に列せられ同十六年八月六日從三位を贈らる

本社御合祀諸神と御祭神との關係を左に記す

名和 長重

祭神ノ甥

祭神ノ二弟小三郎
長義ノ二男

全 義高

全 嫡男

全 高光

全 三弟

全	右張	全	上	全上長祐ノ三男
全	義源	全	上	祭神從弟實傳ノ男
全	右景	全	上	義真ノ四男
全	武景	全	上	祭神從弟右泰隆二男
全	國時	全	上	右有ノ二男
河追	義元	家	臣	内河系譜ニ脱ス不詳延元三年五月廿二日
全	忠頼	全	上	義高一所ニ討死ス
荒村	忠成	全	上	全上不詳延元元年六月晦日
香原林元親	全	上	上	祭神一所ニ討死ス
小鶴	幸清	全	上	祭神一所ニ討死
土屋	宗清	全	上	全上

計四十二名

◎常磐祭 五月十二日

別格官幣社常磐神社

常陸國水戸市大字常磐

宮司從七位 關本 正晴

飛脚

高隈味道祖命

押連男國之御權命

高隈味道祖命は御名は光國徳川頼房の第三子にして東照公の孫なり寛永五年六月十日、
 文元年八月十九日常陸國水戸に封を襲ぎ給ふ柳風に尋王正名を重むし彰考命を創め才俊を四
 方に招致し逸書を選壞に搜求し遂に大日本史を纂述し以て千古の隆典を興す是に於て尋王の大
 義以て明かに君臣の名分以て正し天下曉然として國体の尊嚴なる寶祚の無窮なる天壤と共に發
 易するものと心を知れし天和二年十二月詔して後水尾天皇の遺物鳳足視の銘を作らしむ御隨
 て序を并せて之と上る同三年二月祝銘を宣賞あらせられ備武兼文都代名士なりとの聖詔を
 賜はる蓋し震駭なり元祿三年十月十四日致仕し給ひ翌日桃中納言に任せられ同四年五月九日移
 りて久慈郡太田郷西山に居る自西山隱士と稱せらる同五年八月卿碑を攝津國淡川楠正成卿の
 墓に建て親ら題し嗚呼忠臣楠子之墓といふ同十三年十二月六日薨せらる御年七十三私に
 して義公といふ仁孝天皇天保三年五月廿六日從二位權大納言を追贈せられ明治二年十二月從一
 位に特叙せらる同七年國人神號を賜はらんことを請ふ同年十一月廿二日御諡其諡を允す即ち高

興味遺根命と稱へ奉る同十五年十二月十五日特に勅して當社を別格官幣社に預らしめ給ふ
 押健男國之御稱命御名は齊昭徳川治紀卿の第三子にして實に光國卿七代の孫に坐せり寛政十二
 年三月十一日御牛饗文政十二年十一月封を襲ふ卿皇陵の荒廢を慨し修覆を圖り忠孝の大義を天
 下に明にせむことを幕府に建議したる蝦夷の地たる我邦北門の鎮撫たるを以て屬島萬一魯西
 亞の爲に饗食せらるゝ如きあらむを憂慮し該地を賜りて領地とし開拓鎮撫の業に従ひ長く北方
 を綏せんことを請ひ給ひしが議皆行はれず同十一年十一月十九日上皇崩じ給ふ卿議を建て監
 號を上り古制に復せんことを請ふ廷議之に従ひ光格天皇と諡し奉らる嘉永六年六月三日米
 糠内海に入りしより爾來天下多事物議紛然たり卿幕府の諸問に對し十五事を論じ取裁の事宜條
 約の可否は勅裁を仰ぎて從事せむと論じて屈せず終に幕命を以て水戸城に幽閉せられ萬延元年
 八月十五日薨去せらる御歳六十一卿夙に光國卿の遺志を繼ぎ忠孝の大節を秉り王室を尊び幕府
 を敬し神道を興隆し異端を排斥し常に外府の神洲を窮察するを慨し屢幕府に獻策して専ら盡
 屏の任を竭されたり其天下の大難に當り國家の大節を禦く剛果斷決毅然として勅かず胸躬盡瘁
 終始一貫實に中流の砥柱たり故を以て文久二年九月十六日從二位大納言を追贈せられ明治二年
 十二月從一位を贈せられ同七年十一月廿二日神號を賜はり同十二月十五日光國卿と共に別格

官幣社に列せられ給ふ

◎神宮神衣祭 五月十四日 十月十四日

凡和衣流剌の神衣を織り伊勢皇大神宮に奉る祭りあるを以て神衣祭といふ毎年陰曆四月九日に
 舉行せらる抑此祭の依て基く所は神代のむかし天祖齋服殿に坐して神衣を織しめ給ひ又石窟に
 隱り坐に及びて長白羽神は麻を植る天日鷲神津昨見神は穀木綿を植る天羽槌雄神は文布を織り
 天棚機姫神は桑を植る織糸を織り大神の神衣を織りて神祭の具とせられしに起れりははじめ天孫
 尊天降りの時伊勢の人の遠祖機具を持降りしより其男子を人面といひ女子をば織子と號す天
 宮の例を遵へず什奉り垂仁天皇御世伊勢神宮を建給ふ時八尋機屋を宇治に建て天棚機姫神の孫
 八千々姫命をして神衣を織しめ孝徳天皇の御代神衣を上ることを止め給ひしが天武天皇の御宇
 に至り大來女土齋土たりし時更に神服麻績の兩機殿を建て神衣仕へ奉り此の機殿には各大神
 部小神部の司を置ることゝなせりかくて神服機殿は今も現に伊勢國多氣郡大垣内に祭祀せら
 れ麻績機殿は同國飯南郡井口中に崇祭せらるゝもの即ちこれなり

◎出雲祭 五月十四日

官司從四位 千家 尊紀

官幣大社出雲大社

出雲國神門郡杵築町大字東杵築

祭神

大國主神

大神は建速須佐之男命六世の御子に坐して此の葦原中津國を造修し強孝の神を和服ならしめ蒼生の爲めに療病の方及び禁厭の法をも定め給ひ中津國を領有し給ひし大神なりさて大神は天孫に答て白し給へる如く皇御孫は顯靈事を知食し大神は退きて幽神事を知食す此の大神の御社は諸の神等宮所に奉り集りて杵築給しが故に寸付と云ふとありて即ち杵築宮と稱し奉れり大神の和魂大三輪神の天上に昇りて誠賦のさまを奏し給ひし時高皇產靈尊は勅して八百萬神を誂て天孫を守護し奉れと詔ひまた後に大國主神の御妻となり給ひし崇神天皇の皇女倭迹迹日百襲姫命の御墓を造るに日は人を以てし夜は神の役し給ひしが如く大神は八百萬神の首染神に坐せば此御祭には天下の神等奉り集ひ給ふとて神無月て俗語のあるも故なきにあらざるべし而して高皇產靈神の勅によりて大神の御祭社を主り給ひし天穗日命の遺裔は出雲國造なりし千家北熊の兩氏にして永久本社に奉り任せり

◎上賀茂祭 五月十五日

官幣大社賀茂別雷神社 山城國愛宕郡上賀茂村

官司正四位 三笠戸 和光

祭神

別雷神

別雷神の御父神を大山咋神と稱し御本身は丹邊矢に在て火雷命とも白す御母は御祖神社に坐す余命須依比賣命なり此大神は神武天皇の御宇始て神山の西麓に奉祀せらる今の安野の森是あり欽明天皇御世に天下泰平五穀成熟の所に四月吉日を擇ひ走馬を奉る是を國祭と稱す毎年國民群参して騎射を奉り豊年を禱るなり天武天皇白鳳六年二月今の地に神殿を造營せしめらる平城天皇大同元年四月勅使を遣し奉幣せしむ是き今の官祭初なる當社は古の神託のまゝに葵桂を以て祭るが故に葵祭とも稱す其優美ある海内是に尙る者なし

◎下加茂祭 五月十五日

官幣大社加茂御祖神社 山城國愛宕郡下鴨村字鹽倉里

祭神

玉依姫命

建角身命

玉依姫命は鴨御祖皇大神と稱し奉り賀茂別雷神の御母に坐し建角身命は即ち玉依姫命の御父也

じて神武天皇東征の時八咫鳥に化りて皇軍を導き坐し大なる功績を述べて賜ひしを以て往古より此の上下兩社は朝廷の御崇敬他にまさりて歴世の天皇行幸ありしこと數回あるのみならず嵯峨天皇は第八皇女有智子内親土を立て賀茂齋院とし伊勢神宮の齋宮と等しく大神に奉仕せしめ給ひしも三十五世を経て廢絶す欽明天皇は今の賀茂祭或は云ふ葵祭を起させ賜ひ葵桂の盤と共に絶せず祭典を行はせ給ふ後一條帝は長元九年四月十三日勅して本社のお造營を伊勢皇大神宮と同じく二十一年目を以て式年と定め給へり

◎波上祭 五月十七日

官司従七位 金武 朝芳

官幣小社波上神社 琉球國下那覇港若狹町

祭神

速玉男神

伊邪那御神

事解男神

速玉男神は伊弉諾神黃泉國より逃れ奉り時伊弉册神と族離ひと申し給ふ時に睡によりて坐る神にして事解男神は速玉男神と同く伊弉册神の黃泉國より逃れ奉り時に捕ひ給ふによ

りて生りさせ給ふ神に坐すなり

◎丹生川上祭 六月一日

官司従六位 齋藤 普春

官幣大社丹生川上神社 二座

上社 大和國吉野郡川上村大字道

祭神 高産神

下社 同 芳野村大字丹生

祭神 關神

本社を二座に改定おらせ給ひしは明治廿九年十一月四日にして以前は御祭神を單に遊巡美と申したり此の神よく天下蒼生のために甘雨を降し給ふを以て其徳を稱して雨師神と申す昔此神教へ給はく人聲の聞ぬ深山吉野丹生川上に我が宮柱を建て敬ひ奉らば甘水を降して霖雨を止め給はむとありければ宮社を造りて仕へ奉る名を大和神社の別社とす仲恭天皇寶字七年五月庚午早するを以て幣帛及黒毛馬を獻せ光仁天皇寶龜六年九月辛亥霖雨祈りの爲めに白馬幣帛を獻る此の後此神を祭り奉るには早魃には必ず黒馬を獻り霖雨には白馬を上るを例とし祈る毎に脚跡懸わらざることをし實に祈雨の主神たれば蒼生の恩顧をかふむること厚し

●賈船祭 六月一日

宮司正七位 柴崎 宜弘

官幣中社賈船神社

山城國愛宕郡鞍馬村大字賈船

祭神

高瀬神

此祭神は伊邪那美神速具土神と白土火神を生産坐せるを以て辨避り給へるを伊邪那岐神太く哀悼み給へるを以て火神を斬り給ひし御魂せる血より成り坐せる神なるが又水神として早魃には降神を祈り霖雨には晴天を禱るに必ず靈驗あるを以て降世土物御崇敬ひどかたならざりとのみならず人民に於けるも其神庇を蒙むること大なり社殿の創起は上古にありといへども其年代詳ならず然れども天武天皇白鳳六年に正遷宮のことありしを見れば古き神社たることを知る明治五年六月官幣神社に宣下ありたり

●東照祭 六月一日

宮司從三位 松平 定敬

別格官幣社東照宮

下野國都賀郡日光町

祭神

徳川家康公

祭神の御傳は入野山東照祭の下に述べたるを以て略す蓋し公は元和二年四月十七日駿府城に於て薨去りて御遺旨に依り同月十九日駿河國有渡郡久能城本丸地へ御葬し奉り同三年二代將軍秀忠公社殿を造修せられ同年二月廿一日勅して東照大権現の神號を賜ひとク同月十五日下野國日光山へ改葬し正保二年十一月三日宮號宣下あり爾來東照宮と稱し奉り明治二十一年五月五日別格官幣社に列せられ給ふ

●神宮月次祭幣帛發遣

六月 四日
十二月 四日

●神宮月次祭奉幣

六月 十七日
十二月 十七日

毎年二月神宮に於て幣帛を案上に奠き撰災豊稔を祈り奉る祭典に預り給ふ大社三四座の神を祀らるゝことにて諸神の天下を平安く守護り給ふことを月毎に報賽する祭なるを以て月次祭と云ふ則ち幣帛を皇大神宮に奉らるゝ勅使の上程の日を發遣といひ神宮に奉幣し奉る日を奉幣といふなり

●八坂祭 六月十五日

宮司從六位 秋山 光條

官幣中社八坂神社

山陽國京都市下京區大字祇園町

祭神

神速素戔嗚尊

相殿

栴檀田媛命

或云神大市比賣命佐美良比賣命御同座

五男三女八柱御子神 御名不詳

或云八島御邊神五十猛神大屋比賣神抓津比賣神大年神宇迦之御魂神大屋見古神須勢理毘賣神

素戔嗚尊は三柱の貴御子のうちなる一柱に坐し尊と大神なること白すも更なり

栴檀田媛命は素戔嗚尊の御妻に坐し八柱御子は天上にて天照大御神と素戔嗚大神と御誓約の時伊吹の秋霧に吹生し給ひと五男三女の神なり

當社御鎮坐の年代は貞觀十八年六月十四日とも云ひ又は貞觀十一年三月下旬とも附ふ説れも山階寺住僧大法師圓如勅を奉じて勸略し奉れりとも或は齊明天皇二年八月伊利使主勸略する處なりとも云へり明治四年五月官幣中社に宣下せ給ふ

◎日枝祭

六月十五日

宮司從三位子爵 風早 公紀

官幣中社日枝神社

東京市麹町區永田町二丁目

祭神

大山咋神

配祀

國常立尊

足仲彥尊

伊弉册尊

大山咋神の御事は日吉祭の下に配しある如くにて國常立尊伊弉册尊は天地開闢の天津神に坐すことは世の能く知れるが如く足仲彥尊は即ち仲哀天皇の御名にて他社の條に述べるが如し扱當社の御創立は太田持賢入道道灌長祿年中武藏國江戸に初て城を築き文明年中産土神として近江國日吉神社を城内へ創祀す後長年中將軍秀忠公江戸城の西今の元山王の地へ遷座せらるる而して明曆三年江戸大回祿の後万治二年將軍家綱公今の御社地へ御再建同四月廿五日御遷座ありかくて明治十五年十一月十一日官幣中社に列せられ給ふ

◎札幌祭

六月十五日

宮司正七位 白野 夏雲

官幣中社札幌神社

石狩國札幌郡大字圓山

大國魂
大國魂
大國魂
少産名神

北海道の宗社開拓の守護神として崇祀せられ給ふ三柱の大神は神代のひかし御戮力國土を經營
と耕耘の職の遺を嗣ぎ牛民に稼穡を教へ藁草を採収し礦泉を開鑿し禁厭の法を明定して衆庶の
疾苦を救済し給ふ等吾儕邦民の御恩顧を蒙ること最も深し抑當社の創立は明治中興の際北海道
に開拓使と置かせられしに付明治二年恐くも 天皇陛下が勅裁に係るものにて同五年官幣小社
に列し又同廿六年中社に御昇格せられ給ふ

●熱田祭 六月廿一日

宮 司正六位 角田 忠行
權宮司正七位 松岡 義勇

官幣大社熱田神宮

尾張國愛知郡熱田町大字新宮坂

祭神

天照皇大神御靈八握御劍

三種の御寶なる八握寶劍を本宮の御神体として齋祀し奉る御由緒は建國の始め天照大神より

皇孫尊に八咫鏡八咫曲玉と共に八握劍を授け賜はり皇孫尊此の葦原の中河國に天降り給ひ
てより上代は三種とも内裏に坐せしが崇神天皇の御世八咫曲玉をのみ止め給ひて鏡劍は他へ遷
しまわらせ推仁天皇の御時伊勢神宮の御神体と崇め給へりしが景行天皇の御宇日本武尊勅を奉
じ東夷を征伐せらるゝ途次伊勢神宮に參拜し給ひ此時御劍は日本武尊に宛り給ひ之を奉し
て御齋向ありしに駿河國にて賊等恐くも尊を害し奉らむと皇師を歎き菅野に導き四方より火を
放らしが神劍の靈徳ひなしからず忽ち刀室を抜け出で枯草を薙ぎはらひ却りて兇徒を燒き亡は
し君臣とも相全きを得たり是れに依りて神劍を草薙と名唱し其地に神社を建て神劍の御靈を祀
り社號を燒津或は草薙と稱せり而して尊は東國を4定し尾張國に歸り國造の姫宮實姬命の家
に御射獵の時神託により其第地に齋かれ後ち仲哀天皇元年宮實姬命に勅して今の熱田に神宮を
造營せしめ遷座し奉り熱田皇大神宮と崇敬せられしが天智天皇の御代新羅國の妖僧道行あるも
の恐くも竊に神劍を掠取し奉りしばらく新波に幸へ後ち皇居に歸らせ給ひ天武天皇の御時神託
ありて再び今の神宮に遷幸萬代不易の常宮と鎮り給ふを畏らる

●住吉祭 六月三十日

宮司從四位男爵 津守 國美

官幣大社住吉神社

攝津國住吉郡住吉村大字住吉

祭神

底筒男命

中筒男命

淡筒男命

祭神は伊弉諾大神の日向國橘の小門の楳原に於て脱身し給ふ時化生し給ひ神功皇后攝政十一年辛卯四月の鎮座なり是れ皇后三韓を討ち凱施の翌年にして天下舉て萬歳を唱へ朝廷深く神明の稜威を欽慕し奉養の聖意を表せし秋なり抑も此地に神殿を創建せる所以は三大神の我が御魂は大津の浮名倉の長峽に坐て往來の船を看そなはさむと詔ひ又神功皇后の御時大神現れ給ひ天下を巡行せし住み坐すへき國を覓給ふとに沼名掠の長岡の前に到りまこと斯地は實に住むべき國なりと詔らせ給ひ遂に讓稱へて眞住吉國也と宜せ頓て爰に神社を定給ふが如く實に住然の美地さればあり然れば萬里の滄溟に航行する船艦をして暴風激浪の難を避けしめ給ふ又神功皇后征韓の初大神誨へて我々利魂は玉體に従ひ以て御船を護り荒魂は先鋒と爲りて舟師を導かむとあれば勝軍を獲り且つ司海の神に坐すこと詔し乎あり

●建敷祭 七月一日

宮司正七位 津田 長興

別格官幣社建敷神社

山根國愛宕郡大宮村大字東葉竹大門

祭神

平健長公

合祀

平信忠卿

信長公は桓武天皇の後裔平資盛卿の孫なり永祿天正の間にありて専ら大義を唱へ數年來麻の如く乱をたる天下を鎮靜し神宮及び皇宮を修造し禮典儀式の廢れざるを興し給ふ等功徳宏大なることは世人の熟知する所にして信忠卿は則長子におはせり明治中興のはじめ朝廷公が偉績を追賞せられ船岡山に社殿を創營し社號を賜り以て別格官幣社に列し給ふ

◎湊川祭 七月十二日

宮司從六位 折田 年秀

別格官幣社湊川神社

攝津國神戸市大字多聞通三丁目

祭神

贈正三位楠正成卿

配祀

贈從三位楠正行卿

殉難御一族

我朝古今無二の忠臣として中外に聞へる楠正成卿を祭る御社あり卿は橋諸兄卿の後裔に
 はしけるが後醍醐天皇武臣の跋扈を震怒せられ玉ひ王師を興させ給ふにあたり特に卿を敬
 させられ任するに興復の大事を以てす卿大に感奮し屢賊の大軍を打倒し大功をわらはし給ひ
 しも惟哉妖雲日光を覆ひ偉業火にして湊川の血戦に卿は弟正季と七生を誓ひて國難に殉せられ
 あり天皇大に追悼し給ひ從三位左近衛中將を贈らせまへり後年水戸義公碑を湊川に建て勅し
 て嗚呼忠に楠子之墓といふもふに卿の生氣は碑と共に千歳不朽ありと申すべけれ明治中興の
 初天皇卿が精忠節義を感賞せられ正三位を贈り湊川神社の神號を賜はり別格官幣社に列せ
 られ正行卿以下一族の功勞を追賞し給ひて合祀すべき旨宣下あらせられたり

◎月山祭 七月十七日 宮司正七位 朝比奈 泰吉

官幣中社月山神社 羽前國東田川郡 立谷澤村大字川 代

祭神 月讀尊

當社は神代の昔より月山の頂上に鎮座して祭神は狹狹二柱の神の産ませる貴御子の中の一柱
 に坐す尊きこと白すもさらにて明治十八年四月廿二日官幣中社に進めさせまへるものなり

◎阿蘇祭 七月廿八日 宮司正五位男爵 阿蘇 惟孝

官幣中社阿蘇神社 肥後國阿蘇郡宮地村大字宮國

祭神 健甕龍命

配祀

阿蘇都媛命

祭神健甕龍命は神武天皇第二の皇子神八井耳命の御子なるが當時國運草昧に屬し皇化未だ洽か
 らず神類の跋扈筑紫最も甚し是を以て大神宗室の親を以て鎮撫の大任を蒙らせられ應じて歸
 嚮する處を知らしめ大に水土を平らげ百穀を播き民をして各其所を得せしめ其の業に安せしめ
 給へり是に於て國民太神を敬祭して長く御恩恵に浴す而て天皇九年六月大神の王子速瀧玉命に
 勅して大神を王妃阿蘇都媛命と共に祭祀せしめ給ふ王政復古の際國幣中社たりしも明治廿三年
 官幣中社に昇格あらせられ

◎氷川祭 八月一日 宮司從六位 藤 景裕

官幣大社氷川神社 武藏國北足立郡大宮村大字高鼻

祭神

素盞鳴命

大日貴命

稻田姫命

此祭神素盞鳴命は出雲國意宇郡熊野の大神と同じく大日貴命は同國神門郡杵築大社にまじり稲田姫命は素盞鳴命の御妻にまじり其御子八幡土奴美神の五代の御子は則ち大日貴神にまじり且古へ武藏國造と出雲國造と同祖にしてまた氷川の地名が出雲國なる鏡の川上に縁あるを以て此地に濟ま祭れるならむかくて其の御社は孝昭天皇の御世戊辰年に創造あらせられたるものにして景行天皇の御代日本武尊東夷御征討の時鎮定を祈らせられ維新の後本駕屢々こゝに臨ませられて御親祭あらせたまひ明治四年官幣大社に列せられたり

◎八代祭 八月三日

官司従五位 松井 盈之

官幣中社八代宮 肥後國八代郡八代町

祭神

懷良親王

相殿

成良親王

世に所謂南北兩朝戦争の時肥後の阿蘇菊地等の孤島賊の爲めに陥らむとするを以て延元元年九月皇軍の總督として征西將軍の官懷良親王九州へ御進發あり所の賊を征伐したまひし中平十四年八月少貳頼尙を筑後川に討ち給ふ是れ前後合戦の最も烈しきものにして親王さへ御身に三創を被らせ給へる程ありとも遂に賊を破れりかくて弘和三月三月廿七日親王は八代高田の御所にて薨去あり同郡麓山中宮東谷に葬め奉れり

成良親王は後村上大皇第七の皇子に坐し後征西將軍として肥後に在り天授四年九月大友少貳大内義弘等と鹿原に御合戦あり元中九年十月南北御媾和ありしも將軍官には志操聊もたゆみ給はず所々に兇徒を討ち只管回復を圖り給ひしが應永四年八月廿二日大友等の爲に八代城陥りて將士没落しぬ此時宮には五條左馬頭頼治の所領筑後國矢部の大柵に渡らせ給ひ遂に彼地にて薨去し給ひぬ

◎北野祭 八月四日

官司正七位 吉見 資胤

官幣中社北野神社 山國城京都市大字島陰町

祭神

北野大神

大神は贈太政大臣菅原道真公にして參議菅原是善卿の第三子仁明天皇の承和十二年六月二十五日生れ給ひ十一歳にて月夜見梅花の題にて始めて詩を作て大内記都良香に従ひて文を學び治博にして桂を折るに至り出身して清和陽成光孝宇多醍醐の五朝に仕へ給ふ仁和四年讃岐守として任國に在し時夏大に旱し國民飢渴及ばんとするを救き城山の神に雨を祈らせ給ひしが公の至誠忽にして天地を感せしめ須臾の間に大雨益を覆へし國民蘇生の思ひを公其徳化に服しけるかくて任滿ち歸京の後遣唐大使を命せられしも不可なるを陳じ狀を上て降定を請ひ給ひしが公して遣唐使のこと寢を後代永く廢止せらさぬ醍醐天皇昌泰元年二月十四日右大臣に任じ給ひしが辭し申されしも勅許なきのとならず天皇は宇多上皇と御密談ありて公に授くるに關白の職を以てし國政を一任し給はんの敬慮ありしも公は固く辭し給ふ然るに左大臣藤原時平これらの事を聞き妬むこと彌々深くてささまに讒を構へしかば天皇偏へに之を信じ給ひ遂に公を太宰權帥に左遷せ給ふ延喜元年正月廿五日の事なり長男高麗外三子は孰れも諸國に謫流せられ其他の御子の成人も給へるは都に残し御幼少なるをば伴ひつれてぞ配所に赴かせ給ふ御心のうちを推

しはかり添らすれば賜も斷つばかりなりかくて公常に簡居にたれり給ひて外出し給ふことなく在喜三年を経るも猶勅許の御沙汰なく終に三年二月廿五日を以て薨去めらせ給へるころいと口惜き限りありけれ五年八月十九日太宰府安樂寺に始て神殿を建て天滿大自在天神と稱し廿三年四月廿日本官を復し正二位を贈られ朱雀天皇の天慶五年七月十三日西の京七條通り多治比の女子に神託ありて右近馬場に籬瑞を結びて五ヶ年の間崇め奉られ給ひ村上天皇の天曆元年三月十二日近江國比良の神官神の良種の子太郎丸といへる七歳の童兒に神託あり依て良種は先に神託を蒙りし西の京の女子及び北野朝日寺の寂珍僧等と力を協せ六月九日北野に神殿を造立したる後は御代々の天皇を始め奉り將軍家等より屢々御修理ありて今の如く莊嚴を極むるに至れり明治四年十月四日官幣中社に列せられ給へり

◎安房祭

八月十日

宮司從六位 杉谷 正隆

官幣大社安房神社

安房國安房郡神戶村大字大神谷

祭神

天太玉命

當祭神は天照大神の御前に天照彥命と共に仕へ奉らせ給ひしことは恰も今の世に諸大臣が天皇

陛下を輔佐し奉りて國務を執れるが如しされば伊勢神宮に於ても命を尊重ありて歷世王朝の御守護と崇敬する事古今變ることなし而して神武天皇の御時命の御孫天富命勅を奉して河波國より胤族なる忌部を率ゐて房総の地に移り草莽を開拓し惡獸を掃除し人民をして塔に安んじて生業を營せしめらる是に於て安房郡に當祭神を齋祀り給ふ是れ即ち安房神社なり

◎大鳥祭 八月十三日

宮司從六位 關原 公亮

官幣大社大鳥神社

和泉國泉北郡鳳村大字大鳥

祭神

日本武尊

當祭神は景行天皇の皇子日本武尊に坐し天皇廿七年尊を遣して熊襲を撃たしむ時歲十六其勳功偉なるのみならず同四十年尊をして東夷を征伐せしめ給ふ仍て道を枉て伊勢神宮に詣り倭姫命に辭見す姫王草薙劍を以て尊に授け給ふ尊此の劍を佩びて既に東夷を平げ給ふ其功甚だ大なり阪浴の御途ながら伊勢國能褒野に遊じ給ふ御歲三十仍て能褒野陵に葬る時に尊八尋白知鳥に化りて陵より出で倭國を指て飛びましまし郡臣等因て其棺槨を開きて視れば明衣空しく留りて屍骨無し是に於て使者を遣し追ひて白鳥を尋ねれば則倭の琴彈原に停ります仍て其處に陵を造

り然るに白鳥更ふに飛びて河内古市郡に至る又其處に陵を造り八尋白知鳥の化迹と爲し大鳥大明神と號け奉り爾來邊境一夜に森と變じて俄に種々の樹木を生ず故に千種森と號す代々天皇此を崇め奉り給ひ武部を定め神田敷地一所を獻す景行天皇四十三年癸丑皇孫稻依和氣王を遣はして本國大野里に祭祀し其地名を大鳥と改められ明治中興の後特に官幣大社に列せられ給へり

◎鹿島祭 八月十五日

宮司從六位 黒田 清兼

官幣大社鹿兒島神宮

大隅國西階郡西國分村大字宮

祭神

天津日高彦火々出見尊

豐玉姬命

相殿

帶中日子天皇

品陀和氣天皇

息長帶毘賣皇后

中日賣皇后

祭神彦火々出見尊豐玉姬命妹背二柱の大神の御事は古典に詳かなればこゝに述べず神中日子天皇は即仲哀天皇に坐し始陀和氣天皇は應神天皇息長帶毘賣皇后は神功皇后中日賣皇后は應神天皇の皇后の御事なりさて社説に據るに當神宮は彦火々出見尊の皇居跡と云ひ御宮殿は神武天皇の御創建にかゝるといふかくて御神庫に華人狗なるものありて兩面とも形貌現頭に似たるを以て社人は御獅子と呼べりとぞ火闌降命の苗裔なる華人等後代に至るまで宮垣の傍を離れず吠狗に代りて事へ奉る故事を存せるものありといふ

⑤箱崎祭 八月十五日

官幣中社宮崎宮 筑前國糟屋郡箱崎町

祭神

應神天皇

神功后皇

玉依姬命

宮司從六位 葦津 磯夫

當社の地名を宮崎と云ふ所以は天皇御降臨の時の御胞衣を宮に納め埋めたるに因る依て標として松を植ゑられ今も其裔樹繁茂せり御宮殿の創立は天平寶字三年にして其後延喜廿一年太宰少

貳真材朝臣に神託あり神殿を敗壊せよ又若し外冠のことあらば神威を以て降伏せしむる誓ひに敵國降伏の文字を床下に置くべしとありければ醍醐天皇敵國降伏の四字を震書せさせ給ひ御新築の殿の下に敷かせ給ふかゝる誓ひ御由緒あれば歴世屢々勅使を立てられ御祈願あり而して現今の御神殿は大内義隆朝臣の建立にして樓門廻廊は小早川隆景朝臣拜殿石鳥居は黒田長政朝臣寄附する處なり

⑥三島祭 八月十六日

官幣大社三島神社 伊豆國君澤郡三島町

祭神

玉鏡入彦殿之御代主神

宮司從六位 桑原 芳樹

當祭神は長田祭の下なる長田神社の祭神と同じければ御神傳は同條に就き見るべし此御祭神の御名は神功皇后韓國御征伐の時於天事代於事代云々と自ら名乘らせませる御名にして當社は延喜の昔より堂々たる官幣の大社に坐し最も尊き御社なるかし

⑦鎌倉祭 八月廿日

官幣中社鎌倉宮 相模國鎌倉郡二階堂村

宮司正七位 關 平右衛門

祭神

二品護良親王

御神意は後醍醐天皇第三の皇子に坐し親王幼にして顯敏父帝御寵愛おらせられ兵部卿に任じ備貳と爲し給はむ御心ありしに北條高時親王の英明を憚りて宸衷を奉せず故に御出家あてて御名を尊雲と申させ給ひ延暦寺の座主となり叡山の大塔に御坐せり由て大塔宮と稱し奉る元弘の亂に宮殿め高時の逆謀を謀知し即夜變を上り給ふ天皇乃ち笠置山に潜幸おらせられ大納言藤賢卿を叡山に至らしめらる僧徒の戎衣して會する者一夕衆三方に至る宮は別に兵六千を將わて八王寺に陣し六波羅の兵を幸崎の濱に撃ちて之を走らしむ笠置陥るに及びて南都般若寺の經函の中に難を免れ給ひろれより熊野を經十餘日にして始て十津川に抵り御名を護良と更り給ふたましく村上義光及野長瀬六郎同七郎の來援に會ひ終に吉野に達することを得城を搦へて賊の大兵と接戦し給ふこと七晝夜御手自賊軍を討ち數多の刃傷を負ひとも村上父子の忠死しける間に高野に逃れ給ふ斯く艱難困厄至らざるなしと曠復を以て自任し給ふの御志益々固く天下忠義の士を鼓舞し令旨を四方に下し新田義貞公及赤松則村等をして兵を起して鎌倉を滅し京師を復し以て列聖の深怨を報じ給ひ万姓再び天日の明かあるを拜することを得たり然るに足利尊氏宮の

威名を忌み宮を匿閉閉鎖しけるを天皇察し給ふに追めらす執へて鎌倉に流し給ふ尊氏の弟直義土牢に幽閉し奉り尋で洲邊義博をして弑し奉らしむ實に建武二年七月廿三日なり御齡廿八御墓は同所智光寺山の嶺に在り天下其寃を哀まざるはなし爾後五百餘歳を経て明治二年昭して社殿を創營せられ同六年官幣中社に列せらる其大勳偉烈を表顯し万世不朽に垂させ給へり

◎太宰府祭 八月廿五日 官司從四位男爵 西高辻 信隆

祭神

菅原大神

官幣中社太宰府神社 筑前國御笠郡太宰府町

御事歴は北野神社の條に略々述べたるが大神は即ち菅原公に坐せしと藤原時平の謾により延喜元年正月廿五日左遷せさせられ給ひし太宰府に天智天皇の時遷させ給へる都府樓及觀世音寺あれば都府樓 纒看三瓦色一觀音寺只聽三鐘聲一と不門行の詩を作りて外出し給はず鬱々と光陰をおくらせ給ひしが延喜三年二月廿五日御齡五十九にて薨去ありしかばやがて太宰府の近き四堂の傍に御墓所を營て尊骸を葬め奉らむとしけるも輜車忽ち途中に停りて動かざりければ則其停車の所を御墓所とす今の神社の地即是なり同五年八月安樂寺にて神殿造營の新始あり同九

年に成就す抑も公の御靈を崇祀する神殿は之を以て始とす

◎藤嶋祭 八月廿五日

官司従六位 今井延彦

別格官幣社藤嶋神社

越前國吉田郡西條島村大字牧島

祭神

新田義貞公

配祀

新田義宗朝臣

脇屋義助卿

新田義顯朝臣

新田義興朝臣

殉難將士

義貞公は源義家朝臣十一世の孫にして以て大義明分を天下に明かにせんと元弘三年義兵を擧げ塔官護良親土の令旨を乞ひ同五月廿二日北條高時を誅し足利尊氏鎌倉に據りて叛するに及び勅を奉じて之を討し南朝無二の良將として始終一の如く精忠を盡し逆賊足利尊氏と所々に

戦ひ大功を顯はし給ひしが惜むべし功業大にして延元三年七月二日越前藤嶋郡燈明寺殿に於て端なく流矢に中り自刎して薨じ給ふ時に御年三十八とかや

脇屋義助卿は義貞公の御弟におはせるが義貞公に従ひ北條高時を誅し恒に公を助けて戦功多し延元三年公戦死し給ひしを以て義助卿に勅して軍國の兵糧を統ふることに義貞公の故事の如くせしめられ給ひしが興國元年五月五日伊豫國にて卒去し給へり

義顯朝臣は義貞公の長子年十七にして尊氏の爲めに山崎の軍敗れ義貞公義助卿ともに走りて關に至り給ひしとき朝臣獨りかへし力戦數台大創數十を被り乘輿に厄して叡山に赴けり後醍醐天皇親ら大に慰勞し給ふ延元二年征東將軍尊良親土を補佐して越前國金ヶ崎城に在せしむ賊將足利高綱四面より撃攻すること頗る急なりしが城中糧盡きて終に陥り朝臣先づ屠腹し親土も自刃めらむ給へり義顯朝臣已に卒し給ひしかば義貞公の第三子義宗朝臣立て嗣となり給ふ正平七年閏二月初臣は義貞公の庶子義興朝臣義助卿の子義治朝臣と共に密旨を奉じて兵を東國に起し尊氏を金井原に撃て大に之を破り尊氏將に自殺せんと欲せしはせにて其後も處々に於て朝敵を伐ち給ひしが同二十三年七月越後路の戦に命を殞し給ひぬ

義興朝臣は義顯朝臣の異母弟なり延元二年十二月北畠顯家公と會して鎌倉を攻めて之を拔き關

三年の夏朝臣は男山に陣して賊兵と戦ひしが天皇味方軍勢にして頗る難戦なるを聞かされ親直公に手詔して援はしめ給ふ戦助卿兵二萬を以て援に赴かれしも早男山陥れり正平十二年十月十日義興朝臣敵の偽計に陥り武藏國矢口渡にて船覆り自刎して卒去し給へり嗚呼新田氏の一族かくも大義名分を正し忠節を重じ性命を輕じ動王し給ひしこと感奮に勝へず當祭神は明治九年十一月七日別格官幣社に列し藤島神社の號を賜はりたり

●鹿島祭

九月一日

宮司從六位 鹿島 則恭

官幣大社鹿島神社

常陸國鹿島郡鹿島町大字宮中

祭神

武甕槌大神

大神は祖速日神の御子にして天津日子杵能邇(ヒコノササネ)と號す天降り給へる時葦原水穗國は千早振荒振國津神多ければ先づ其を平定せん爲に遣はされと天菩比神又は天若日子等は孰れも復命せざるを以て當大神に天鳥船神を削て天降し給ひしかば此の二神出雲國伊那佐小濱に降りつゝ十搦劍を浪の穂に逆にさしたて天津神の昭勅を述給へば大國主神畏きて八十搦手に隠れ侍ひ言代主神は船を踏みかたふけ天逆手を青柴垣に打成して隠れませしに獨建御名方神は力競せんとして

勅命を奉せずよりて大神との建御名方神の手を取りて若輩を搦批が如く投擲し給ひその逃げ去たるを猶信濃國諏訪湖まで追ひ退け給ひき其他歸伏せざる荒振神を攘ひ鎮めて大八洲を平定し皇孫命を安かに天降し給へるのミあらす其後神武天皇大和國へ御發向の時も師靈てん神劍を下し給ひて反賊を鎮壓し給ひ終に妖鬼を討ち遂ひて常陸國に至りまこと外國の遠き境へ遂ひ遣り給ひ此國に御靈を留め神武天皇元年より鎮座ましましけるこれにて其御功績の大なるは言すも畏く其宮居のいとく舊きことも著くなむ

◎氣比祭

九月四日

宮司從六位 今井 延彦

官幣大社氣比神社

越前國敦賀郡敦賀町

祭神

御食津大神

仲哀天皇

神功皇后

日本武尊

譽出別天皇

武内宿禰命

玉媛命

御食津大神は一名を倉稻魂命とも申奉りて播磨養老のことに開き給ふ次に仲哀天皇以下の御略傳を述べんに同帝二年の二月三韓征伐のため此地に行幸あり幣帛を大神に奉り行宮に坐しか皇后に三韓退治を祈ることを委ねまして親ら八州の地を巡行し給はんとて長門國に行幸し給ひしが皇后は召によりて大神を拜し給ふ其御夢に海神を祭り給ふべき神教を受けて舟出し給ひしに海中にて瀧瀧珠を得たまひ長門に到らせて天皇に奉り給ふ同八年皇后は勅により玉媛命武内宿禰命安藝連等を従へて筑紫より再び教賀に復へり大神を祭り給ふに大神玉媛命に神託ありて天皇冠賊の叛けるを思ひ給ひ予刃に血ぬらすして自然に歸順すべしと教へ給ふ然るに天皇御崩殂ありしかば皇后は神勅のまに三韓を征服し給ひけりされば皇子磐田別命も大神を崇敬し假宮を造りて坐けるがそが御夢に大神汝が名を以て御名に易へんと欲りすと宣給ふ皇子は神勅のまに三韓を奉らむと白し給へば大神明且濱に幸すべし易名の幣奉らむと宣ふ神勅の如くと給へば鼻を殿てる入鹿魚浦に充てりこゝに皇子我に御食の魚を賜ふが故に御名を稱へて御食津大神と號されど大神に告げ白させ給ふされば御歴代の天皇御崇敬後から文武天皇大寶二年神宮を

修造し給ひ仲哀天皇と神功皇后とを箭飯の神社に合祀し又日本武尊を東殿に磐田別天皇を良の隅宮に武内宿禰命を西殿に玉媛命を乾隅宮に祭り之を通じて氣比大神と申し奉る明治十一年十月天皇御參拜あらせ給ふ明治廿八年一月八日官幣大社に御外格めらせられたり

◎生國魂祭

九月九日

宮司從五位 藤井 千尋

官幣大社生國魂神社

攝津國東成郡西高津村大字西高津

祭 神

生國魂大神

足國魂大神

生國魂大神は又の御名を生島神足國魂大神一に足島神と稱し奉り大八島御靈に坐す當社は神武天皇戊午年筑紫より東征して難波津に到り坐し高津丘に大八島の御靈生國魂國魂神を祀り給ひ東夷降伏の御禱あり應神天皇壬辛年勅して神殿御造立ありて往古より難波石山玉造生玉庄に御鎮座ありしが豊臣秀吉公大坂城建築の時天正十三年現今の地に遷座し奉れり

◎龜山祭

九月十三日

宮司正七位 倉田 續

官幣中社龜山神社

紀伊國名草郡三田村大字和出

祭神

彦五瀬命

御祭神は神武天皇の皇兄に坐し御伯叔讓らせ給ひ東國を平定し給はむとて日向國高千穂宮を御發あらせられ浪速の波を経て白肩津に到らせられし時長髓彦ある者軍を起して遡へ戦ふまた登美毘古と戦ひ給ふ時命御手に矢創を負はせられしかば詔ふやう日神の御子とて日に向ひて戦ひて給ふことの哀らざる故に負傷せり今よりは日を負ひて討代し給はむとて則ち血沼海に到りて瘀血を洗ひ給ひこれより紀伊國男の水門口に到り給ひ時賤奴がために受けと痛手により既に御落命あらんとしけるが忽ち奮然として男建びしたまひて薨去坐しける是れ即ち今の社地なりといふ

男建の神世の御降おもはれて荒風はげし龍山の松

本居宣長

◎男山祭 九月十五日

宮司從六位 大貫 眞浦

官幣大社男山八幡宮 山城國綴喜郡男山

祭神

品陀和氣尊

息長帶比賣尊

比咩大神

祭神品陀和氣尊は御謚を應神天皇と稱し奉り世に普く知る處の八幡大神に坐すし皇母は息長帶比賣尊御謚神功皇后第十四代仲哀天皇第四の皇子に坐す息長帶比賣尊新羅國を討ち給へる時既に胎中に坐ませしが天照大神の神勅によりて大和國を知し食すべき大君と定り給へりし以後世胎中天皇とも稱し奉れり大和國輕島豐明宮に坐す天下を知めし初めて文敷の道而起し工藝の術を開きて民を導き給へり四十一年二月十五日豐明宮にて崩御あり河内國長野山の皇陵に奉葬しけるが第三十代欽明天皇の三十二年二月十日豐前國宇佐郡菱形池の邊に齋き奉りしを其後聖武天皇の神武元年宇佐上宮の地ある小倉山に神殿と造り奉れり

かくて八幡の大神は第五十六代清和天皇貞觀元年七月十五日神勅ありて八月二十三日山城國山崎の離宮に神幸し同廿五日御諭によりて同國雄德山に御宮所を撰み奉り同九月十五日宇佐の神宮に準じ始て六宇寶殿を建て崇め給へり以降御代々の天皇の御參拜を始め屢々勅使を奉り返村上天皇は正平六年二月鳩嶺に行在所を置かせられ北畠顯能補正儀等に勅して逆賊足利義隆細川頼春を討らしめ給ひ又孝明天皇は元治元年三月十一日御親征の際行幸あり明治十年西南の賊

徒御征討の御車駕こゝに臨御あらせ給ひしなど大神の御神徳は小冊子の能く尽す所にあらず
息長帯比賣尊は仲哀天皇の皇后に坐しまして御父を氣長宿禰御母を葛城高瀨媛といひ御諡號を
神功皇后と申奉る皇后は外邦にして皇國を害せんとせし新羅を征伐して國光を海外に輝かせし
嚆矢にして永く大偉功を世に貽したまへり

◎石上祭

九月十五日

宮司從七位 磐瀬 弘治

官幣大社石上神宮

大和國山邊郡丹波市町大字布留

祭神

御靈劍

本社^{こゝろ}の御神靈は神武天皇都を中州に築め給はんとして御軍を熊野荒坂津に進め給ふ時に熊野高
倉下命天祖の勅を奉じて天皇に獻りて靈劍にして所謂武甕槌神平國の劍御なり一に布都魂神
と號し又布都大神と稱す

初め神武天皇可美真手命に昭して之を殿内に奉齎せしめ子孫をして其職を襲はしむ崇神天皇
七年伊香色雄命に昭して磯城之神籬を石上布留之高庭に築立遷し祭らしめ給ひま今の神宮こと
なり

◎豊國祭

九月十八日

宮司從二位勳三等伯爵 壬生 基修

別格官幣社豊國神社

山城國京都市下京區大字茶屋町

祭神

豊臣秀吉公

秀吉公は後深草天皇天文五年丙申正月元日尾張國愛知郡中村に生れ給ふ幼名日吉父を木下彌右
衛門といひ織田信秀の輕卒あり公八歳にして父を喪ふ二十二歳の比自ら藤吉郎と稱し信長公
に路傍に謁して仕を干む公憫みて之を祿す時に永祿元年なり公奉仕甚だ勤めり元龜三年氏を羽
柴と改む天正元年筑前守に任ず同年明智光秀叛し僧長公父子を京師に弒す公勅命を請て山崎
に會戦し光秀を誅す同十一年十一月卅餘國に課し大坂城を築き同十三年七月關白に任じ同十四
年十二月太政大臣に任ず同十六年奏して臨幸を乞ふ其儀應永永享の例に倣ふ同月十四日天皇
樂弟に幸し給ひ上皇諸皇子皆莅ませらる明日護將を御前に召して盟をなす十六日大に公卿諸將
を饗す上皇天皇御製の和歌を賜ふ車駕駐る事五日公京師の戸税を以て供御に奉じ戸租を以て上
皇湯沐の資となし近江高島郡を以て延臣の采田に充てしむ供膳の陸珍奇の獻前古に超越す公特
に史臣をして行幸記を草せしむ父老感涙を流して曰く國らざりま今日太平の象を親むとはと

十九年十二月關白職を秀次に譲り大関と稱す文祿三年八月十八日伏見城に薨す此日詔して正一位を贈り遺命を以て祠廟を建つ明年四月廟成る號を豐國と賜ふ公織田公に繼ぎて朝廷を尊崇し天下を統綸す晩年大軍を擧げて朝鮮朱明を伐ち大に御國威を海外に耀し給へり公の雄略偉業は申もなかく愚ありと謂ふべし

◎豐國祭

九月十九日

官司從六位 福崎 季連

官幣大社務島神宮

大隅國西贈噺郡東斐山村大字田口

祭神

正祀

天津日高日子彥能邇々彥命

相殿

木花開耶姬命

天津日高日子穗々出見命

豐玉毘賣命

鵜草葺不合命

玉依毘賣命

神倭磐余毘古命

正祀に坐す邇々彥尊は天照大神の神勅を奉じ賜ひ此高千穂に降臨あらせられて天祖天神を初め奉り天神を齋り祭り天壤無窮の皇基を確立し蒼生を愛撫し賜ふ即ち我が至尊の皇太祖として無比の大神に坐ませり此尊の御遺訓に依り穗々出見尊は邇々彥尊及皇后開耶姬尊の皇孫を奉り祭し賜ふ此の例に依り次々の御歴世に於せられ穗々出見尊皇后豐玉毘賣尊葺不合尊皇后玉依毘賣尊及び磐餘毘古尊(神武天皇)等の皇靈をも御相殿として配祀せさせ賜へり
當宮は穗々出見尊の御世即ち神代の創建にかかり年代久遠なるが務島山數回噴火のため火災に罹り太古神鏡の舊墟確然たるものを得ること難くと雖欽明天皇及宇多天皇の御代より後世に至り屢々再興あり文明十六年國司島津家に於て規模を大にして改造せられ明治七年二月十五日勅宣ありて今の宮號を賜ひ官幣大社に列せられたり

◎白峰祭

九月廿日

官司正七位 津田 長興

官幣中社白峰宮

山城國京都市上京區大字今出川通西入飛鳥井町

祭神

崇徳院天皇

淳仁天皇

崇徳天皇は鳥羽天皇の御長子に坐し御諱は顯仁御歳五歳にして位に即さ給ひ皇曾祖白河法皇政を院中に聽し食され本院と稱し前帝白河院を新院と稱し奉らる永治元年十二月七日白河法皇帝にすゝ先就ひて天位を皇大弟體仁親王に傳へしめ給ふ然れども帝雅よと天位を去り給ふの御心なしと雖親王は法皇の寵姫美福門院の所生あるを以てかく神位を速にとたまひしことあるが是れぞ世に知れる所の保元の亂階となりたる崇徳院天皇は皇寛利わらず保元元年八月讃岐國松山に配せられ給ひ長寛三年八月島地にて崩御あらせ給ひしが慶應四年八月勅使を讃岐國阿野郡綾松山白峰御陵に遣はし御神靈を奉迎し給ひ同年九月六日新宮に鎮座なし奉り給ふ

淳仁天皇は舍人親王第七の御子に坐し御名を大炊王と稱へ第四十七の天位を知食めし給ひしが太上天皇(孝謙天皇)道鏡禪師を寵し給ふあまの帝を廢し淡路國に遷しまわらせ給ひしかば世に淡路廢帝と稱し奉る明治六年十二月十八日淡路國三原郡加集村天皇の森山陵より御神靈を奉迎し給ひ同月二十四日御本宮へ御合祀あらせ給へり

●井伊谷祭 九月廿一日

宮司正七位 大井 菅磨

官幣中社井伊谷宮

遠江國引佐郡井伊村字矢畑

祭神

宗貞親王

親王は後醍醐天皇第二の皇子に坐し御幼稚にして佛門に入り天台座主となり御名を尊澄と申させ給ふ北條高時を御征伐の時皇弟大塔宮と御協力坐し大衆を築めて戦ひ給ひしが利あらずして高時のために讃岐國詫間たづまに流され給ひ北條氏亡びて後足利尊氏はんにやく叛逆を企てしにより遷俗坐まし御名を宗良と稱し奉り征東將軍として遠江國井伊谷に陣營を設け尊氏を征伐し給ひしも皇軍利あらずして諸國に流離たまひ後新田義興よしおき義宗兩朝臣義兵を起せしかば親王は武藏國に勤王の兵を徵集し給ひし時

君のた先世のため何か惜からむ

捨て、かひある命ありせば

と詠じ給ふ嗚呼竹の園生の御尊体を以て國家のため生命を輕じ給ひつゆだも御手にふれさせ給はざりし弓箭を執てたけのの葛山野に起臥し給ふさんご今よとして相像し奉れば痛しとも長しとも言さんやうなき宮は元中二年八月十日御年七十四に至りて薨れさせ給へり明治五年二月別格官

幣社に列し井伊谷の神鏡を賜はりたり

◎日前祭 國懸祭 九月廿六日

宮司從五位 紀 俊秀

官幣大社日前神宮 紀伊國海草郡宮村大字秋月

官幣大社國懸神宮 同

祭神

天懸大神

國懸大神

日前國懸兩大神は天照大御神の前靈に坐して其稜威の靈妙あること著し蓋天照大御神の天の岩窟に幽居まじませし時思兼神の神鏡を以て石凝姥命を以て治工となし天の香山の金を採り大御神の靈像を圖して造りたる日像鏡の初度に成れるもの即ち是れ日前大神の神靈にして又日矛は是れ國懸大神の神靈なり天津彦々火瓊杵尊豐原の中國の君主として天降り給ふ時天照大御神三種の神寶及種々の神寶を授け賜ふ時に二種の神寶鏡矛をして天道根命に奉戴せしめ始めて瓊杵尊筑紫日向高千穂樓觸の峰に降臨し別殿を設けて二種の神寶を安置き奉りて齋齋齋と給ふ其後神武天皇東征の時もかの二種の神寶を天道根命に託して齋祭らしめ諸國を經歴し津國

浪速に到まゝし時天道根命は二種の神寶を擁護し紀國海部郡加太浦より木本莊を経て名草毛見郷に到り琴浦の岩上に安置し奉り天下平定を祈りしが崇神天皇五十一年豐劔入姬命天照大御神の神靈を奉戴し木國名草濱宮に遷座しまゐらせ給ひし時日前國懸兩大神も琴浦より名草濱宮に遷し奉り宮殿を並べ鎮座あり同五十四年大御神は吉備名方濱宮に遷り坐し兩大神は垂仁天皇十六年伊太郡神の舊社地名草萬代宮に遷し奉りて永く鎮り坐せり今の宮地是なり

◎吉野祭 九月廿七日 官司正七位 堀 重信

官幣中社吉野宮 大和國吉野郡吉野村大字吉野

祭神

後醍醐天皇

攝社

御影神社

船岡神社

龍櫻神社

藤原資朝卿

藤原俊基卿

兒尚範長朝臣
兒島高德朝臣
櫻山茲俊朝臣
土居通增朝臣
得能通綱朝臣

天皇御諱は尊治後宇多天皇第二の皇子に坐まして御母は談天門院と稱し奉り夙に北條氏が陪臣

を以て世々廢立を主るを憤り給ひ御即位の初め藤原資朝藤原俊其卿と陰に北條高時を滅さんと謀らせ給ひしが能はざりき既にして皇太子邦見親王薨去あらせ給ひしかば 天皇後醍醐天皇の遺詔に據り皇子護良親王を立て給ふ歎息ありて令旨を鎌倉に下し給ひしに高時兩統迭の約を執りて勅を奉せず竟に後伏見天皇の皇子量仁親王を立て是に於て 天皇逆鱗殊甚しく護良親王を延暦寺の座主とし僧徒に結んで高時を圖らしめ楠氏を召して王政回復の大任を以てし給ふ高時慄して之れを知り大兵を遣はし京師を攻むること急なり 天皇乃ち山門に幸し更に笠置に赴かせ給ひしも城陥りて群臣皆逃散し獨り藤原藤房藤原季房の二卿隨從し奉るのみ 天皇有王山に幸し給ふに及び飲食なし給はざること三日疲れさせまひて二卿と共に岩に倚り臥させ給ふ會會松露滴りて御衣を濡ふす 天皇乃ち

指して行く笠置の山を出でしより

あめが下には隠れ家もなし

と吟じさせ給へば藤房卿は血涙を揮つて

いかにせん頼むかけとて立寄れば

なを袖ぬらす松のした露

と和し奉らる既にして賊兵追ひ至り 天皇を護送して平等院に入れまいらせ遂に畏くも隠岐に遷し奉る元弘三年閏二月 天皇潜に隠岐を出でさせらるる伯耆に到ます名和長高卿〔伯耆守〕一族耶麻を擧げ 天皇を奉じて船上山に據る勤王の士諸國に起り高時を誅し京師を復す 天皇宮に遷り重祚の禮を用給ふ時に足利尊氏功を負ひ刑を待みて叛逆を企つ天皇 則ち新田、北畠、楠名和、菊池等の諸將をして之れを討伐せしむ然るに中興の王業中にして諸將追々に討死し 天皇は南山の行宮に在し常に恢復を圖らせ給ふも一統の功を遂げ給はず終りに臨み朕賊を滅し天下を平げざるを憾む骨を此に埋むと雖ども魂魄常に北關を望む後人其朕か志を體し力を竭し賊を討て否らざる者は吾子孫に非ず吾臣屬に非らずと遺詔あらせられ劔を按して崩じ給ふ 藤原資朝藤原俊基二卿は性豪邁にして官長を畏れず能く獻替せられ 後醍醐天皇陰かに北條氏を圖らせ給ふに方り二卿は聖旨を奉體して土岐頼貞多治見國長等と議を事露はれ頼貞國長斬殺せらる正中元年五月北條高時兵を京師に遣はし二卿を請ふて鎌倉に収致し之れを案問すれども服せず高時俊基卿を釋し資朝卿を佐渡に流し次で二卿を殺さしめたり明治中興に際り資朝卿に從二位俊基卿を從三位に贈らせられ御影神社として當宮の攝社となし給ふ 見島館長朝臣は本と三宅姓世々見島館長に居るを以て見島と改稱す 元弘天皇笠置に在ます

や朝臣父子兵を擧げ赴き援けんとして等置陥り亦た楠氏敗ると聞乃ち止む元弘三年閏二月 天皇隠岐國を逃れ出まして名和氏に寄らせ給ふに方り朝臣父子備前より往き 天皇を守護し奉る 建武中興の功を以て備後守となり建武三年四月朝臣賊將赤松則村が兵と備前の熊山に戦ひて卒し賜ふ

兒島高徳朝臣は範長朝臣の子なり 元弘天皇の西遷を開き車駕を奪ひ義旗を擧んとし播磨國舟坂山に待つ然るに 天皇山陰道に向ひ給ひぬと聞乃ち關道より美作國杉坂に至れば則ち已に過ぎたり衆皆散去れども獨り朝臣恨恨去る能はず服を變へ尾行すると數日一たび 天皇に見る姿する所あらんと欲すれども間を得ず是に於て夜 天皇の行衣に入り櫻樹を削ぐ之れに二句を書して去りたまふ後ち名和長年卿 天皇を舟上山に奉るに及び朝臣直ちに備前より至り拜謁す 天皇大に喜ばせ給ひ詔して源忠顯卿と共に六波羅を攻めしむ北條氏亡びて足利氏興るに方り朝臣賊兵と屢々戦ひ功績ありたり

櫻山茲俊朝臣は備後國の人にして四郎入道と稱し元弘の役勲を奉じて義兵を起し一の宮城に據り賊兵と戦ひ力盡きて卒し給ふ明治廿二年六月兒島範長朝臣を従四位に兒島高德朝臣を正四位に櫻山茲俊朝臣を正五位に叙贈あらせられ船岡神社と奉祀と菅宮の攝社とをし給ふ

土居通増得能通綱兩朝臣は本と河野姓其の先河野通信ある人承久の役に王事に死せり其の庶子分れて兩家とあり土居といひ得能といふ世々伊豫國に著はる兩朝臣は元弘建武の役屢々賊軍と戦ひ大功ありて王事に卒し給ふ明治廿二年六月兩朝臣を正四位に贈らせられ瀧櫻神社と奉祀して菅宮の攝社となし給ふ

北山神社は尊秀王を奉祀する所にして大和國吉野郡上山村大字小椋にあり之れ又菅宮の境外攝社あり

◎英彦山祭 九月廿八日 宮司正五位男爵 高千穂 宣廣

官幣小社英彦山神社 豐前國田川郡彦山村大字二ノ御嶽

祭神

正哉吾勝勝速日天忍骨尊

相殿

伊佐奈伎尊

伊佐奈美尊

當社巨子峰は筑紫の高嶽にして太古皇祖正哉吾勝勝速日天忍骨尊天降り給ひと靈地なりといひ

神武天皇も日向國の皇居に坐せし時は天押雲命を勅使として此日子山に遣されしこと古傳にありと又本社南西の高嶽は往古天忍穗耳尊を崇祠せし舊蹟あり當社地は舊彦山と云ひしを靈元天皇享保十四年六月九日院宣を以て英彦山と稱へ奉ると定め給ひ以て今に至れりといふ

◎豐榮祭 十月一日

宮司正七位 上地 清也

別格官幣社豐榮神社 周防國吉敷郡野合村

祭神

毛利元就卿

卿は治部少輔弘元朝臣の御子にして其先平城帝の皇子贈一品阿保親王より出づ親王の長子從三位左衛門督普人始て大江氏を肩す以來世々儒業を傳へ維時匡房の如きは朝に立ちて侍讀たり廣元の子季光初て姓毛利を稱す其孫時親安藝吉出に居り世々一豪族たるに過ぎざり卿は明應六年丁巳三月十四日を以て生る其人となり器度深宏にして兵を用ゐること神の如し是を以て大小の戦ひ二百二十餘度未だ嘗て敗衄せず陶氏を滅して五州を管し又尼子氏を滅して遂に十州を領するに至れり卿綱常紊亂の世に方り勅旨を請ひて大内右京大夫義隆を弑したる陶晴賢を誅し又殺千石を獻じて正親町院御即位の資を補ひ奉れり永祿三年二月初廷大に卿の忠勳を嘉賞し給ひ

鹽奧守に任じ菊桐の配號を賜ふ同五年五月十八日從四位上に叙せらる元龜二年辛未六月十二日疾み同十四日薨す壽七十五法隆を頼洞春といふ吉田大通禪院に葬る同三年壬申四月勅して從三位を贈られ給ひ其上神に祭り祠を神往靈社といひ後改めて神號を仰徳大明神と云ふ明治二年二月別格官幣社に列し豐榮の神號を賜はりたり

◎赤間祭 十月七日

宮司正七位 陳早生二

官幣中社赤間宮 長門國豐浦郡赤間關市大字阿彌陀寺

祭神

安徳天皇

帝は高倉天皇の皇子に坐せしが源平交戦の際平家の一門帝を擁し奉り御船に遷しまわらせ矢跡瓊浦等に漂ひありしが平軍利あらず諸將士悉く覆没しける時二位局(清盛の室)帝を抱き奉りて千尋の海に沈めり于時壽永四年三月ありき

◎梨木祭 十月十日

宮司正四位 三室 戸和光

別格官幣社梨木神社 山城國京都市大字染殿町

祭神

公は前内大臣公修公の子にして癸丑以後外國の事起り物情騒然たり當時朝廷の大臣才德器識公が右に出る者なく御野望を屬せり公身を以て天下の重に任じ靖獻餘すところなし然るに幕府勅に違ひて擅に米魯佛蘭等の諸外邦と條約を結びしを以て帝震怒したまひ恐れ多くも皇祖に對はせられて御躬ら責を負はせ給ひ御位を遜れさせ給はむとしければ公泣き且つ諫め奉り稍く釋くることを得依て内を整へ外を制するの策を建つるを以て施政の可なる處とし幕府をして省る處あらしめむとし給ひしも當時幕府の暴威甚しくて一時を震擲するの有様なれば公は深くおぼしめす所やありけん職を解きて退隱し給へり安政六年十月遂に病を從一位に叙せられ翌六日薨し給ふ御年五十八明治二年十二月忠成公の號を諡られ同十八年十月梨木の神號を賜ひ官幣社に列せさせ給ふ明治の元勳國家の柱石と世に仰ぶを給ひし三條實美公は實に此公の御子なりけり

●神嘗祭 十月十七日

當日は勅使被向ありて伊勢神宮へ本年の新穀を供せらるゝ御祭典にして又宮中に於ても天皇陛下并に皇太后皇后兩陛下皇太子殿下の御遙拜且つ賢所の御親祭ありて皇祖の御恩を酬し給ふ

ひまた社稷の安全を祈り給ふ

●長田祭 十月十八日

宮司從七位 樽垣 常伯

官幣小社長田神社 攝津國神戸市八部郡林田村大字長田 祭神

長田大神

大神は即ち大國主神第一の御子事代主神に坐し遠き神代のむかし御父神を輔佐しまゐらせ此國土を經營し給ひ人民の安住すべし基本を建て生業を教へ授け給ひし御偉功あらせられしが此地に鎮坐ありし由緒は第十四代仲哀天皇熊襲御征伐のため筑紫の櫛日宮に在し、時大神神功皇后に託宣し給ふには熊襲の服従せざるを憂ひ給ひぞ海外の西に新羅とて美々國ありそを天皇に授けまゐらせん若しよく吾を祭り給はば刃に血ぬらすして其國必ず臣伏すべしと神教ありしが後天皇崩御ましまし、かば皇后其聖志を繼がせられ遂に御軍を新羅國に向はせられしかば國王面縛して王師を迎へて歸順し天地と共に永く朝貢を絶たざらむことを誓ひ隣邦なる高麗百濟も皆款を納れ永く西藩たらむことを請へりかくて皇后は難波津として凱旋あらせ給ふ折御船海上に臨りて前せざりしかば下問はせ給ふに果して大神の託宣し給はく吾は皇船を加護りて

新羅を臣服しめし神を今ははや擁護する時は過去たり然らば鷄が聲の聞ゆる邑里は我が有縁地なれば其地に吾を祭祀たまへ寶祚を無究に護り蒼生に幸福を與へんとありしかば皇后長ませ給ひやがて山背根子の娘長媛をして神託のまにまに尋ねまわらせしに果して人烟ありて鷄聲しはく聞ゆしかば其處に宮柱太敷立て大神を齋き祭らせ給ふ是ぞこの當御社御創建の原因にして明治十八年四月官幣小社に列し長田大神の神號を賜はりたす

◎唐澤山祭 十月廿五日

宮司從七位 森口 健吉

別格官幣社唐澤山神社 下野國安蘇郡唐澤山

祭神

藤原秀郷卿

天慶の往昔相馬小次郎將門の叛ゆるや賊勢猖獗にして八州の守介皆風を望み相率ゐて奔竄し一も之に當る者なし朝廷震駭の餘社寺に勅して鎮定を祈らしめ給ふに至る卿獨大義を明かにし官軍の未だ東下せざるに先んじ精兵を擧げて一舉に兇賊を誅滅し給へり元兇將門亡びてより天下復神器を獲ふ者なし抑々卿は藤原房公五世の孫村雄の子にして從四位に陞り官武藏下野の守に任じ鎮守府將軍に拜し給へり其東國を鎮撫せらるること五十餘年正曆二年を以て薨せらるる年

を享け給ふこと百有一とぞ聞ゆし明治二十三年十一月勅旨を以て別格官幣社に列せさせ給へり

◎宮崎祭 十月廿六日

宮司正七位 上井 榮雄

官幣大社宮崎宮 日向國宮崎郡大宮村大字下北方

祭神

神武天皇

神武天皇は彦波瀲武鸕草葺不合尊第四の皇子に坐し御母は玉依比賣命にして日向國宮崎に皇居を定め給て天の下を治め給ひしが東征の大元帥として甲寅の年秋八月豐國安蘇吉備等の國々を経て難波に至り夫より大和國に入り給はんとして賊魁長髓彦と戦ひ給ひしに皇軍利あらず紀國を経て大和國に入り天祖地祖を祭り給ひ遂に群賊を征定し橿原に宮居を造營し天の下を統治し給ふ因て御名を神日本盤余彦天皇と稱し奉るそもく當社は神武天皇第二の皇子神八井耳命の御子天健盤龍命が天皇の御宮趾に建てさせられ御神靈を鎮祀し給ひしものにて尋常人爲に依てありたる社殿の類にあらずして畏くも皇祖御洪基の御舊蹟にぞある

◎照國祭 十月廿八日

宮司從七位 尾形 殿彦

別格官幣社照國神社 薩摩國鹿兒島市大字山下町

源齋彬公

御神靈は薩藩主島津齊彬公に坐せり公資性英明にと能く人を知るの材あり臣下に小松帶刀、大久保市藏(利通)西郷吉之助(隆盛)等の俊傑ありて諸藩に率先と尋干攘夷の説を唱ふ又公の弟久光朝臣氣宇俊逸にして屢々京師に遊び朝緝に親近し頗る威名あり曾て江戸よりの歸途生麥村を過ぐるや英人騎して前驅を侵す從士其の無禮を怒りて之れを斬る文久三年六月英國人軍艦七艘を率ゐて鹿兒島灣に來り藩の商船三艘及琉球の貢船を奪ひて之れを焚く薩人大ひに怒りて英艦を襲ひ戦ふこと激烈なり後薩藩藩船に勝つて金二万兩を償ひ事竟に止むを得たり而して薩藩密勅を奉じて官祭を設衛せらるせ給 御門の役に長藩人を討ち破りしを以て薩長の間諜の國老小松、大久保、西郷等以爲らく天下の事を爲すに足るものは薩と長とあるのを宜しく恨を解き力を協せて以て王政復古の大業を行ふべしと黒出丁介 泷隆 坂本龍馬(土佐)等を遣して桂小五郎(孝允) 高杉晋作等に説かしめ爰に初て薩長の聯合成り薩藩の名最も天下に重きを置くに至れり夫れ此の如く公の國家に對する大節にして偉勳ありしを以て別格官幣社に列し朝廷に於て重く崇敬し給へり

香椎祭

十月廿九日

宮司從六位 津津 磯夫

官幣大社香椎宮

筑前國糟屋郡香椎村大字香椎

祭神

息長帶日賣尊

配祀

八幡大神

住吉大神

息長帶日賣尊は御謚を神后皇后と稱し率り仲哀天皇の御后に坐すが曾て筑紫の熊襲叛きしかば此の香椎の宮所に坐せししが端なく天皇崩殖ありしかば皇后は嵯峨別尊を懷胎あらせられながら熊襲を征し尙還く新羅をも征伐し給へり蓋此役たる素より鷹鷲のために出させ給ふ處にして熊襲が筑紫に跋扈せしは暗に新羅が後援を爲せしに因れることを知食しけるによるものなぞかくて凱旋の後御寶壽百歳にて崩御あり養老七年二月六日神託あり昔香椎の古宮の許に劍鉞杖の重器を埋め其上に曾て御鏡の袖にさし給ひし杉を植ゑさせられ萬千秋の長秋に皇孫尊を饒り長しに異邦を降伏せんと誓ひ給ひし如く香椎に神靈を鎮座せしと宣給ひしにより初めて神靈を

御造營あり此杉を綾杉といひて神木とせり又古宮とは仲哀天皇を祭奉りし所にして御社前なる
椎木は天皇の御棺をかけ奉りし故に棺掛の椎といひ此所より東についきたる岡には仲哀天皇の
皇后と征韓の事を語り給ひし香椎の舊蹟ありといふ

◎天長節 十一月三日

天長節のことは往昔光仁天皇の御時に此御儀式ありしも後絶たりしが明治中興の初め御再興あ
らせられたり

抑も此日は今上天皇陛下御降臨あらせられし嘉節なれば臣民は聖澤の天と共に長久にわたらせ
給はむことを祝ひ奉り九重の雲の上にも御祭典を行はせられ三陛下及東宮殿下の御代拜あり
又觀兵式ありて陛下親ら諸兵を天覽あらせ給ふ

◎淺間祭 十一月四日

官幣大社淺間神社 駿河國富士郡大宮町 宮司正七位 高山 昇

祭神 木花之佐久夜毘賣命

この大神は大山津見大神の御女に坐し又の御名は豊吾出津比賣命神吾田津比賣命鹿津比賣命

また櫻大刀自神とも白と世には淺間大神また富士大神とも申せり仰ち皇孫邇邇尊命の太后に坐
す抑も大神は太古より此富士の御山に鎮り坐すことなれど頂上には幽宮ころかはしつらめ殊に
御社殿とてはなく内院といふ洞穴を大神の御座所とて登山の人毎に拜することなるが明治十三
年更に當社の奥宮と定めさせ給へり其初めて参り登り給ひしは聖徳太子にましまし次は磐小角
（役の行者）を鳴矢とせり現今の御社は富士本宮と唱へ垂仁天皇三年八月祭祀せらるゝ處にして
富士郡山宮村に鎮ひたりしを平城天皇大同年間現今の地に遷座しまわられたるものにて固より
官幣に預からせ給ふ大社なりしが明治中興に及び國幣中社に列しまをさせ給ひ仍此度特に隆と
せられて官幣大社とあし給ひま

◎新嘗祭班幣 十一月十日

◎新嘗祭 十一月廿三日

天皇陛下本年の新稻を嘗し給ひて諸神に饗し給ふ祭なるを以て新嘗祭といふ其滋養は神代に天
祖新宮に坐して新嘗開食し景行天皇の御世膳臣祖盤鹿六嶋命御食奉る時に若湯坐邊祖盤日邊
に火を鑽しめて此を忌火として御食を炊ぎ奉り又大八洲にかたどりて八男八女を定めて新嘗祭
に供へ奉れるに起れり新嘗祭のこと古は大嘗祭とも稱ひしが後世御一代に一度行はせらるゝを

大嘗祭といひ平冬に祭らせらるゝを新嘗祭といふことゝあれり文武天皇大寶の制に依るに十一月下の卯日を禊祭日とし三卯日あれば中卯日を用ひ永く例となれり

◎宗像祭 十一月十五日

官幣中社宗像神社 筑前國宗像郡田島村大字田島

同 大島村大字大岸
同 大字沖島

祭神

邊津宮 田心姫命 湍津姫命 市杵島姫命
中津宮 湍津姫命 田心姫命 市杵島姫命
湍津宮 市杵島姫命 田心姫命 湍津姫命

三柱の祭神の御事は初め天照大御神素盞鳴尊と天の安河原に御宇氣比し給へるとき大御神は素盞鳴尊の御佩の十握劍を乞ひ渡し給ひて三段に打ち折て天之眞名井に振瀦ぎ佐賀美に懸りて吹き乘る氣吹の雲霧に生坐せる處にして時に大御神尊に告り給はく是の三種の女神の物置は汝の物に因りて成りませるが故汝尊の御子ありとて尊に授け給ふ又大御神三柱の女神に教へ

汝三女神は天降りて天孫を助け奉るべしと因て此神勅に隨ひ田島大島沖の島の三所に鎮坐し給へりかくて奥津宮中津宮には玉を用ひて神體とし邊津宮には鏡を以て神形として其喪とす故に宗像とは身の形の義ありといへり

◎談山祭 十一月十七日

別格官幣社談山神社 大和國十市郡多武峰

祭神

宮司正七位 木村 辨之進

大織冠藤原鎌足公

公は天兒屋根命の御命御食子臣の子に坐し器度宏濶才容群に超ゆ中古第一の俊傑に坐し天智天皇を佐けて儼然なる蘇我氏を一舉に殲し大化の新政を布き弊を矯め禮を制する等中興の鴻業を輔け給ふにつきて實に柱石の良術ありとす薨じ給ふに及び内大臣を贈られ御次子不比等公攝關國島下郡阿威山に葬りまわらせしが長子定憲大徳唐より歸朝ありて今の多武峰に遷し祀られ其肖像を安置せらる是れ公の御遺旨による處なりと故に天下異變あれば靈山鳴動し御神像破裂し給ふこと永承以降幽なることを知らずといふ抑も中臣氏は神代より朝家の棟梁たり特に公は其功一世を蓋ひしも謙抑して常に自ら足れりとし給はざりしが子孫餘慶を承けて善衍昌大を極

め皇室と其隆を比するに至り

◎鎮魂祭 十一月廿二日

此の御祭は天皇の御時世を祝し御魂を祈ひ鎮め奉る祭典にして神武天皇肇りて都を大和國橿原に奠め給へる時此祭を舉行し給ふを臨矢とすそれより先き宇摩志麻治命の父饒速日命の天降られし時天神より天璽の瑞寶十種を授け給ひて若し痛む處あらば此の十個の寶に合せて一三四五六七八九十と云ひてふるへゆらくとふるへかくなさば死すべき人も生反りなむと招ひたりき此に至りて宇摩志麻治命に汝は父の天上より受け來りし瑞寶を以て鎮ひせよと詔給ふに隨ひ天皇太后の御爲に聖靈を鎮め皇祚を祈り奉り天武天皇十三年十一月聖体に對し招魂し文武天皇の御代には毎年十一月中の寅日を以て祭日となすべきことを制め〇へり

◎後桃園天皇祭 十二月六日

天皇御諱は英仁と稱へ櫻町天皇第一の皇子に坐し御國母は一條兼香公の姫君にわたらせられ恭禮門院と稱す帝は寶曆八年を以て生れ坐し安永八年十一月九日崩御し給ふ御聖壽二十二とぞ聞へし

◎水無瀬祭 十二月七日

官司從四位子爵 水無瀬 忠輔

官幣中社水無瀬神社

攝津國三島郡島本村大字廣瀬

祭神

土御門天皇

後鳥羽天皇

順德天皇

當水無瀬の御宮に鎮座す後鳥羽天皇土御門天皇順德天皇と申奉るは人皇八十二代以下三代の聖主にして此御宇天下大に亂れ鎌倉の威勢ます増長し朝權いよ／＼おとろへ給ひ何事も敷慮のまゝからざるを深く歎かせ給ひ天下萬民の爲にいかにもして逆臣等を誅し世を泰平になさむと御心を碎かせ給ひしが遂に御志を決せられ承久三年宣院を全國に下し北條義時を時代し給ひしも皇軍利わらず幾時は恐多くも仲恭天皇を廢し奉り一院を隱岐に中院を土佐に新院を佐渡に遷し奉りぬ然るを明治中興の際更に三天皇の神靈を奉迎して官幣社に列せしめ給へり抑も萬民のこめ遠く海陬に憂苦を重ね給ひし三柱の大神にましますれば誰か御神徳を仰がざらむ

◎光格天皇祭 十二月十二日

天皇御諱を兼仁と稱へ奉り典仁親王第六の皇子に坐し明和八年御降臨安永九年十二月四日御位

即かせ給ふ世具傳々天皇御父自在王院宮に太上天皇の尊號を止り給はん叙尊にて假設五年中
山登親正親朝公明の兩卿を京下せしめ幕府に議させ給ひ關老松平定信朝臣と争議をさはめたり
しは此御世の事ありし御在位三十八年にして弘化三年十二月崩御あらせ給へり

大祓 六月 十二日 盛日

大祓てふことの淵源は神代伊弉諾尊黃泉宮より還り坐して時筑紫の阿波岐原にて御身の穢を御
祓けし給ひまた諸國津野を犯し給ひしにより諸神相談りて千位の置戸を負せて其罪を祓
ひ祓はしめしよと神武天皇皇居を大儀の世原に奠め給ふ時天宮命をして天罪國罪を祓はしめ給
へり凡祓に諸國に施すと百官に行ふとあり仲哀天皇崩去ませし時神功皇后神教を畏ませ給ひ國
の大幣を執りて祓ひせさせ給ふ是れ國の大祓の始にして天武天皇四年國郡に詔して解除せし
め文武天皇大寶の御度には六月十二日の晦日を以て百官男女の大祓を行ふべきことを制り給ふ
百官の大祓は此が始まれり此大祓を行ふにあたり麻を切りて諸人に頒つを切麻といひ築り建て
每人に引き取らしむるものを大麻といふ御世に至りて菅を以て輪を造るを菅拔輪といひ菅を以
てするを菅の輪といひ即ち祓祓に供ふ蓋古の遺風なりと謂ふ

官幣 曆乃祭日 畢

正誤表

誤	正	誤	正
七十三頁 神宮祈年祭幣 宮神祈年祭幣	二十七頁 圓遊阿 圓融院	七十九頁 皇孫命 皇孫尊	四十九頁 遂ひ 逐ひ
卅一行 大炊者義重助卿 大炊輔義重卿	卅三頁 推仁帝 垂仁帝	八十五頁 僧長 信長	八十六頁 此の祭神の命ハ 皆竹なり
卅二頁 久能城本丸 久能城本丸	三十一頁 則ち 即ち	八十八頁 日子穗々出見 日子穗々出見	八十八頁 前帝白河院ハ 前帝鳥羽院
六十五頁 大字宮園 大字宮園	六十六頁 則ち 即ち	八十八頁 就ひて 給ひて	八十八頁 保元の亂階なるは 保元の亂階なりたり
六十七頁 三月 三年 三月	六十七頁 山國城 山城國	九十頁 官幣ハ 官幣	九十四頁 過ぎたり 過ぎたり
七十九頁 皇孫命 皇孫尊	七十九頁 遂ひ 逐ひ	九十七頁 神社靈社 神性靈社	百〇頁 永承以降幽回ハ 永承以降幾回
八十五頁 僧長 信長	八十六頁 此の祭神の命ハ 皆竹なり		
八十六頁 日子穗々出見 日子穗々出見	八十八頁 前帝白河院ハ 前帝鳥羽院		
八十八頁 就ひて 給ひて	八十八頁 保元の亂階なるは 保元の亂階なりたり		
九十頁 官幣ハ 官幣	九十四頁 過ぎたり 過ぎたり		
九十七頁 神社靈社 神性靈社	百〇頁 永承以降幽回ハ 永承以降幾回		

附記

本書の原稿は明治二十九年中に完結なしたる者なれば三十年の曆に初めて登載なりたる
平安祭の御神傳の如き或は官幣社中二三社の如きは遺漏あるの責めを免すと雖ども本書
は元來曆本記載の祭日を主として之れに據りたるが爲めに自然欠除なしたるものなり蓋し
以上二者の点は後版を竣つて編纂記入すること、なしたり讀者之れを諒せよ

8/55

明治三十年五月八日印刷
全 明治三十年五月十二日發行
同 明治三十年六月廿五日發行



著作兼
發行者

大北龜太郎

伊勢國飯南郡機殿村大字六根
十九番屋敷

印刷者

山内甲次郎

伊賀國阿山郡上野町大字内之
九十六番屋敷

發行所

國史比學會館

伊勢國度會郡宇治山田町字
一志久保町

印刷所

伊賀日報社

伊賀國阿山郡上野町大字東町
十四番屋敷

賣捌所

加藤長平

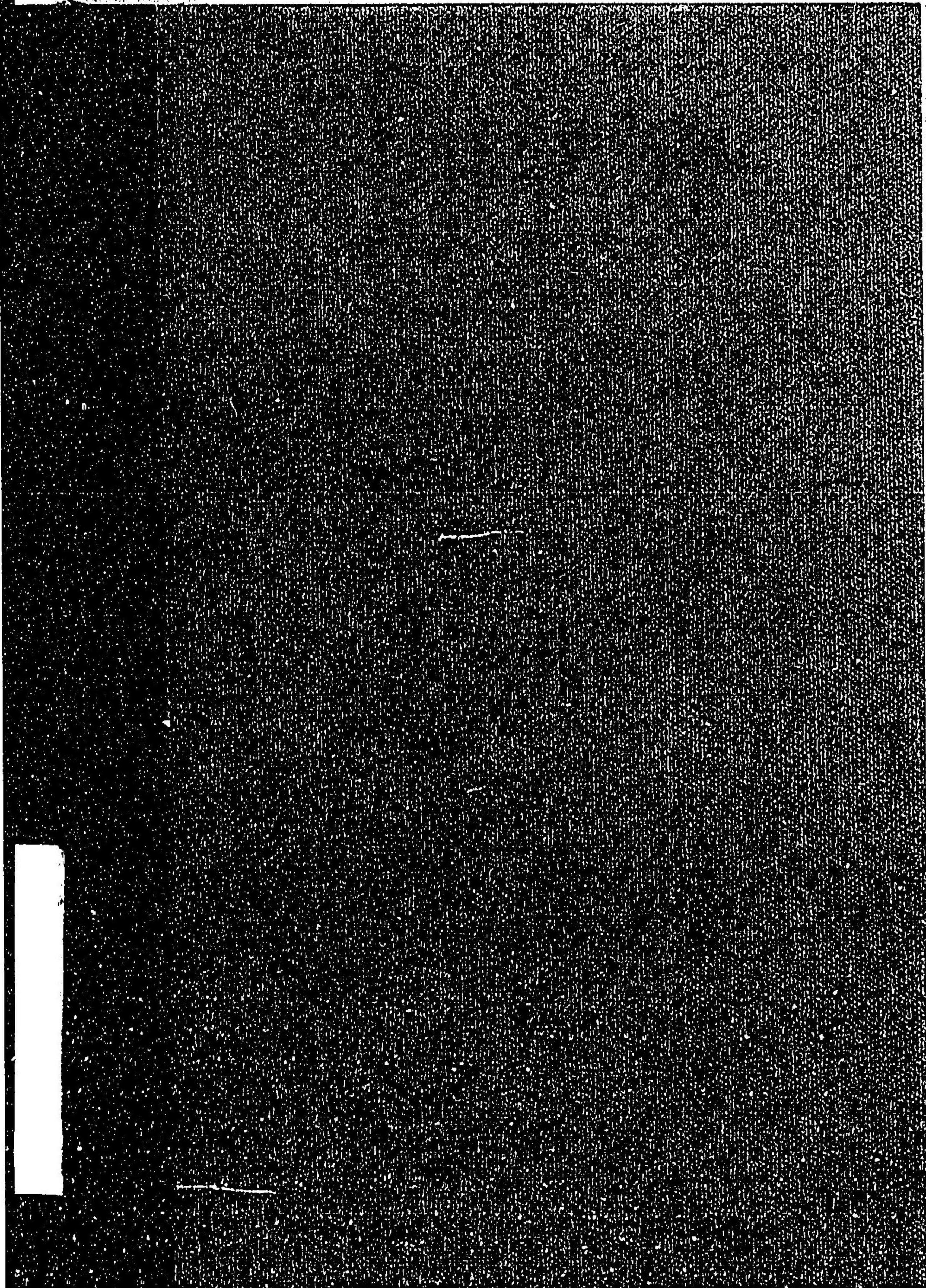
伊勢國度會郡宇治山田町字一
志久保町

全

石丸弘人

全郡全町字八日市場町

135-52



40

543

014035-000-0

40-543

曆乃祭日(宮幣社史)

大北 亀太郎/著

M30

ABB-0289

